

# 第11回

## 食品表示一元化検討会

平成24年7月20日（金）

午後2時00分 開会

○池戸座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第11回の「食品表示一元化検討会」を開催したいと思います。

本日の出席状況ですが、田崎委員、それから仲谷委員から欠席の御連絡をいただいております。

本日は、第9回と第10回の検討会での御議論を踏まえまして、報告書（案）を事務局に作成していただきましたので、本日は、この資料に基づいて御議論いただきたいと思っております。

なお、本日は、17時に終了する予定にしております。3時間の長丁場ですので、途中で休憩時間をとらせていただきたいと思いますが、円滑な議事の進行に御協力の程、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここでカメラの方につきましては、御退席をお願いしたいと思います。報道関係の方も座席の方にお移りいただければと思います。よろしくお願ひします。

（報道陣退席、移動）

○池戸座長 議事に入る前に、まず、事務局より、今日、配付していただいている資料の確認をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○平山企画官 では、事務局の方から資料の確認をいたしたいと思います。

お手元の議事次第を御覧ください。配付資料一覧が一番下にございます。資料として、食品表示一元化検討会報告書（案）を配付しております。

それから、今回、鬼武委員及び森田委員より、資料を御提供いただいております。今回も、この資料につきましては、卓上ののみの配付としております。今後、ホームページ等への掲載につきましては、各委員と御相談したいと思います。よろしゅうございましょうか。

議論の途中でも落丁なり欠落等ございましたら、御指摘いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○池戸座長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、事務局から、今日お配りの資料の「はじめに」から「3 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方」までということで、ページでいいますと、1ページ目から17ページの22行目になるかと思いますが、事前にお配りした資料と、若干、今日お配りしたもので、ちょっと訂正がありますので、行番号がずれていますけれども、前々回ですか「はじめに」のところは、たしかペンドイングであります、他のところは、御議論いただきまして、御意見をいただいておるかと思いますので、それを反映した資料になってございます。そこまでについて、御説明を、まず、いただきまして御議論をいただくという形にしたいと思います。

事務局の方で、御説明をお願いしたいと思います。

○平山企画官 では、私の方から報告書（案）の前半部分について御説明申し上げます。

今、座長から御紹介がございましたように、前々回、2と3につきましては、一旦御議

論いただきましたので、その修正箇所を中心に御説明することとしたいと思っております。

まず、目次をお開けいただきまして、1ページ目の「はじめに」でございます。ここは全く新しい資料でございますので、私の方から概略を御説明申し上げます。

冒頭、まず、3行目以下でございますけれども、食品についてということで、やはり日々の生活に必要不可欠なものであるということでございます。

特に7行目にございますように、食品の内容に関する情報、これを食品の供給者である事業者の方から消費者の方へ提供するということによって、食品の内容を明らかにする。そういうことによって、消費者が自ら求める食品を適切に選べるということが特に重要なだというふうにしてございます。

それから、13行目「もっとも」以下でございますけれども、ここは食品の安全性について触れております。基本的に、今、市場で流通している食品につきましては、様々な制度がございまして、それらにより安全性が確保されているということでございます。ですので、食品の表示を見て中身が安全かどうかということを確認することはないということではございますが、ただ、実際にお店で買ってから、実際に食べるまでの間の保存の仕方とか、あと、そもそもアレルギーの症状を持たれている方とか、そういう方の場合については、健康危害が発生する可能性はあるのではないかと思っております。

ですので、21行目の「すなわち」以下でございますけれども、食品表示というものは、消費者が実際に食品を摂取する段階での安全性を確保するという機能は持っているだろうというふうにまとめております。

25行目以下でございますけれども、食品表示は重要な情報提供手段ということでございますので、その制度を今日的な課題に対応したよりよいものに見直すということが求められているとしております。

27行目「具体的には」以下でございますが、ここでは主に3つ掲げております。

まずは、高齢化が進展しているということでございますので、高齢者の方でも困難なく読み取れる表示になっているかということについて検証が重要ではないかとしております。

30行目「また」以下でございますけれども、食生活が多様化しているということがございますので、まさに消費者の方が真に知りたいと思う情報は何かというものを見極めるというのが必要だろうとしております。

32行目「さらに」のところでございますけれども、ここは、情報通信技術、これは、近年、非常に発達しているということでございますので、その情報提供手段というものの多様化というものも必要としております。

35行目以下でございますけれども、ここは、諸外国の話を書いております。諸外国でいろいろと食品表示の見直しが進んでいる中で、我が国の食品表示を見直すということにおきましても、その動向の留意が必要だとしております。

2ページ目、冒頭でございますけれども「例え」などで、諸外国では栄養表示

の義務化の動きが進んでいるということでございます。

3行目「もとより」というところでございますけれども、食品表示というのは、各国の食生活の実態に即するということがございますので、例えば、ある国が採り入れているからといって、すぐ採り入れなければいけないということでないということでございます。ただ、それぞれの国で、例えば、消費者にとってどういう情報が必要なのかということとか、規制の影響がどうなっているかということ等については、諸外国の経験がございますので、こういったことからを学ぶべきところが大きいとしております。

2ページ目の9行目「このような状況の中」ということで、食品表示制度の改善は、長期に渡り課題とされてきたところでございます。

そのような中で、平成21年9月に消費者庁が設立されたわけでございますけれども、食品表示の基準の策定事務を中心に消費者庁に一元的に事務が移されたということでございます。

そういう意味では、食品表示に関する法制度を一元化する環境というのは整ってきているだらうとしております。

14行目「本検討会は」ということでございますけれども、消費者基本計画にございますように、一元化というものを考えていこうということを受けまして、昨年の9月から本検討会を開催しているところでございます。

本検討会の目的は主に2つございます。1つは、食品表示制度の基本的な考え方について、それと、この機会にわかりやすい食品表示にするために併せて検討事項とされた事項について議論を行い、とりまとめを行ったものということで「はじめに」をまとめております。

3ページ以下、ここは、前々回御議論いただいたところでございますので、主に変更を加えた場所を中心に御説明したいと思います。

まず、3ページ目でいきますと、11行目、食品衛生法についての記述の途中に「食品の安全性の確保のため」という言葉を入れております。

同じページの22行目、前回、行政サイドあるいは事業者サイドの事情が書いてあったのですけれども、消費者サイドの視点が欠けているということでしたので、そこにございましょうに、表示に関心のある消費者が、ルールを知ろうとした際に、そもそもその制度が複雑であることによって、適切な理解が妨げられるということを1つ入れております。

次のページにまいりますと、4ページ目の3行目のところ、事業者サイドの話が書いてありますけれども、ここも御意見がございましたので、若干表現の見直しを行っております。

同じ4ページ目の27、28行目、ここも表現ぶりについて整理をしております。

5ページ目の冒頭、もともと食品表示の目的というタイトルだったかと思いますけれども、そのタイトルと中身が合っていないということでしたので、ここでは「消費者基本法の理念と食品表示の役割」というふうに修正しております。

あと、（2）の部分でございますけれども、全体として、消費者の自立ということがかなり強調されていた面がございましたので、消費者の自立という表現を整理しております。

例えば、5ページ目の24行目以下、ここも消費者の自立についてを書いていたのですけれども、文意を変えないように表現を改めております。

6ページ目の7、8行目、情報の中身ということで、食品を安全に取扱い、使用するために必要な情報としております。

同じページの10行目以下、ここについても消費者の自立という表現を整理しております。

同じページの27行目から32行目でございますけれども、先程の（2）を見直した関係で、ここも併せて見直しをしております。

7ページ目、16行目、例示でございますけれども、もともと乾燥果実とあったのですけれども、正確な表現にするために「天日干し」という言葉を入れているということと、17行目に「刺身の盛り合わせ」を例示で新たに付け加えております。

22行目から27行目、これは新たに付け加えておりまして、わかりにくさの理由の1つとして、ルールの一覧性がないということがございますので、できるだけルール全体を一覧できるようにしてはどうかと、こういうことを付け加えております。

10ページの6行目から18行目、ここも前々回の資料の中で、若干敷衍して書いた部分がございますので、文意を変えない、結論を変えない中で、全体の文章を若干コンパクトにまとめております。

11ページ目、6行目から12行目までございますけれども、今までの義務表示事項の経緯ということで、添加物とアレルギー表示についての経緯を付け足しております。

12ページ目、もともと、最後にお書きで、いわゆる任意表示の話を書いていたところですけれども、なお書きという取扱ではないのではないかということでしたので、才として、「事業者による自主的取組の促進と消費者への普及啓発の充実」ということにしております。

13ページの2行目「また」以下でございますが、ここは新たに加えたところでございまして、消費者への普及啓発の充実ということで、表示を受け取る、読み取る、消費者の方々についての普及啓発ということも大事だということをうたっております。

13ページの8行目以下は3でございますけれども、3については、基本的に内容に変更ございません。

以上、前半部分の説明でございました。御議論の程、よろしくお願ひいたします。

○池戸座長 ありがとうございました。かなり早く御説明いただいたので、十分中身がわからないところがあるかと思いますけれども、事前に見ていただいているかと思いますので、とりあえず「はじめに」のところは、今回初めてでございますから、この部分について、まず、御意見とか御質問がございましたら、出していただきたいと思いますが、どうぞ。

○鬼武委員 一応、報告書（案）の再掲の部分と、それから、今回初めて「はじめに」の

部分と加えられたこともありますて、全体として、前回の部分にかなり修正が加えられているところはあったと思います。

そのために、今回3時間という時間ですので、とりあえず、卓上配付の資料に基づいて、まず、最初に全体的に読んだコメントを参考までに述べさせていただければと思います。

私の方の卓上配付資料にありますように、私はこの報告書を読んで大きく3つ感じた点があります。多分、結論部分とか他の部分でも出ると思いますが、全体的なコメントとして3点申し上げたいと思います。

今回の表示一元化の検討会の議論というのは、今回、11回ですが、非常に困難であったわけですけれども、その中で、報告書の表現が、第三者といいますか、この検討会に入っている委員の方々は、ある程度わかるでしょうが、一般の方々にとってかなり回りくどい表現になっている部分が多いというふうに感じています。

この検討会のターム・オブ・レファレンスにしてみれば、やはり今回、検討会の中で、十分に委員間の中で進展が得られたこと、もしくは決定したこと、もしくは2番目としては、進展はなかったけれども、方向性がある程度見出されたこと、もしくは3点目としては、全く進展しなくて、今回のところでは決定できなかつたようなことが、大きく3つあるのだろうと思います。

そういう部分については、結論の部分には多少は書かれているのですけれども、結論部分にきちんと記載をするか、もしくは新たに、この報告書の要約として何点か記載すべきだと思います。

併せて、この検討会を経て、やはり食品表示制度自体、具体的にどの点で、どのように変わるかというのが、やはり今回のこの報告書ではなかなか見えづらい点がありますので、そういう点は、消費者、事業者を含む関係者に全て示すべき報告書で書かなければならぬいということが大きな1点です。

2つ目は、要所、要所に文書はあるのですけれども、私の方で何点か主語がわかる部分を入れたのですけれども、やはり主語があまり明確に書いていないので、文書全体がわかりにくい構成になっているという点です。

それから、3点目はかなり脚注の部分も、前回からも入っていますが、脚注の記載事項と文字数が大きくて、本文とのバランスが悪いような気がしますので、この辺は検討の余地があると思います。全体的なコメントを申し上げました。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。鬼武委員の方から、毎回コメントペーパーをいただいていますので、また、細かいところも含めて参考にさせていただきたいと思います。

その他、中村委員、どうぞ。

○中村委員 そもそも私どもを表示の検討会に招集していただいたときに、消費者庁の方から資料で御説明していただいた、その食品表示に関する一元的な法体系の在り方の検討をやるのだと、については、食品表示に関する一元的な法律の制定のイメージということで

4点を検討するのだと。

1つは、統一的な運用の推進。

2つ目が、現行制度の課題の把握。

3つ目が、国際的なルール等の整合。

この辺りまでは、ある程度は、全然ゼロではなかったと思うのですが、4つ目で、効果的な執行体制の在り方とあったわけです。私は、途中でも何度か是正措置とか、そういうことも含めて、あるいは輸入食品の事例のアレルギーの問題も申し上げたように、効果的な執行体制については議論されていないし、議論がされていないというか、不十分であるし、しかし、この経緯の中で「はじめに」のところを読ませていただいたら「本検討会では」という最後の部分を読むと、最初に招集されたときに与えられた私どもの課題でやつていないのでないかと思われる所以、あえてここで申し上げたいと思います。

すなわち、効果的な執行体制の在り方については、この報告書を読んでいても出てこないですね、「はじめに」にも出てこないから、当然出てこないのかもしれません。それを思ったので申し上げた次第です。

○池戸座長 では、丸山委員。

○丸山委員 冒頭の議論でもありますので、全体も絡めてというふうになりますが、よろしくお願ひいたします。

消費者団体としては、そもそも消費者庁が所管としてやっているということに大変期待が大きい部分もあります。それは、例えばペーパーのつくり方だとか、議論の進め方だとかということも含めて、いろいろと期待することが大だということを、まず、申し上げたいと思います。

そういう意味で、今回、24ページの報告書のたたき台をつくっていただいております。大変御努力いただいたんだなど、そもそも思いました。

それで、この報告書は報告書として、これが今後のところで法律をつくっていくという意味で生かされるとということで考えるとしたならば、消費者団体としては、例えば、この報告書自身をいろいろ理解を深めるために使いたいという思いもあります。ですので、一言で言ってしまえば、他の省庁がつくるよりも、より消費者の目線ということを強調されている消費者庁でもありますから、そういう部分でわかりやすく、それで、今回も食品表示ということで、わかりやすさということを大変議論してきたのだと思いますので、そのところ、検討会の報告書でもありますので、わかりやすさというのは、とにかく1つの考え方として通しておいてほしいと思います。

ですから、そういう意味で、わかりやすく記述をすることと、それから、それを通じて理解をしっかりと深めて、法律の条文を読んで理解というのは、なかなか難しいものですから、逆に討議のプロセスの刻み方の中身も含めて表現されている、このようなものというのも大変、そういう点で理解を深めるのに大変使えるのだと思いますので、そんなことを是非、まとめ方の工夫として、この後のところで、いわゆるお役所の方も使うかも

しませんけれども、私たち自身も使うのだということを是非押させていただきたいということあります。

それから、議論については、大変いろいろと合意に至らなかつた中身も含めて、いろいろあったと思いますし、まとめられるのは大変だったと思います。

言い換えれば、合意に至らない内容こそ、逆に大事なんだとも思います。ですので、議論を進めたが、合意に至らなかつたというようなものでさらりと書いておしまいにするのではなくて、議論というのは、やはりこれから積み重ねに資するためにという視点からも、ちゃんとそれについては整理をして記述をしていくというようなこともとても大事ではないかと思いますし、今後のところで、そういうようなことがちゃんとされていることによって、次の場の議論のところでは、それをベースにして使えるんだと思いますので、そんな視点も是非御理解いただければと思います。

以上です。

○池戸座長 貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、山根委員。

○山根委員 1ページ「はじめに」から始まっていますけれども、最初のパラグラフ、消費者と事業者では情報に格差があると、そして、品質等がわからないものもあり、食品の内容に関する情報を明らかにして、消費者が自らが求める食品を適切に選択できるようにしていくことが重要である。それで、食品表示は消費者の権利として位置付けられた云々で、合理的な選択の機会の確保等を図る上で最も重要な役割を果たすものであると。ここは、とてもよいと思いました。出だしはいいと思ったのですが、ただ、この後、こういうふうに食品表示の役割を最初に書いたのであれば、次には、では、現状はどうだろうかと、その役割を今の表示が十分果たしているかの検証が必要ですねということにつながるのが当然だと思われます。そういう検証があって、問題点があれば積極的に改善すべきなんだということがあって、そういう流れになるはずなのですから、それが、ここを見ますと、もっとも現状は流通しているものが安全であると、保存方法とか、個々の消費者側の要因による危害に備えることが必要であると。具体的な改善としては、高齢者対策と、また、栄養表示と、そういうふうになってきています。

結局は、全体を見てですが、字を大きくしましょうと、そのためには、今よりも簡素化、義務化の緩和もありませんねと、事業者の負担とかコスト増には注意しましょうと、そういうふうにまとめられているものと感じました。

11回まで来て、しようがないのかもしれませんけれども、現状の表示、それぞれの法律の問題の検証評価という作業が飛ばされてしまったということが、やはり間違いだったと思います。JAS法、食品衛生法、健康増進法、景品表示法、酒税等に関する法のどこに問題があって、消費者の選択にどういう不都合があるかということを、やはり検証する必要があったと思います。

ただ、3法をくっつけるだけでよければ、この1年近くにも及ぶ検討というのは要らな

かったんではないでしょうか。このまとめを基に法律というものがすぐにつくられて、後のこととは後でということでは、消費者としては納得ができません。「終わりに」のところには簡単に、非常に短い文章で終わっていますけれども、速やかな法案提出、それで、今後の検討課題はさらに検討すると終わっていますが、そのたくさんある検討課題を、いつ、だれが、何を、どういうふうに検討するかというのは、全然見えてきていませんし、パブコメで多かった事項を検討するということになっていますけれども、この委員会で出た意見とか、消費者庁の方に届いているであろうたくさんの要望であるとか、意見交換会のときの意見であるとか、そういった意見は、どういうふうに反映されるんでしょうか、景品表示法も入れるべきであるとか、アルコールを入れるべきとか、執行体制の一元化とか、行政処分の在り方、広告の在り方、商品名の規制等々たくさん意見が出ていると思います。そこもきちんと今後の課題として書いて、速やかに透明性を持った消費者目線の議論を進めるべきであるというふうに提言をしてほしいと思っています。

検討会の議論の範囲というのも、今回初めて示されたというふうに感じています。2つ出てきましたけれども、食品表示制度の基本的な考え方と、もう一つ、ここで併せて検討すべきとなっていた事項と、その2点だけがありますけれども、こういうふうに基本法のような大枠だけをつくるということは、最初から決めていたんでしょうか、その辺りもとても不満に思っています。

とりあえず、以上です。

○池戸座長 まず、御意見だけ、とりあえず、いただくことにしたいと思います。二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 冒頭の鬼武委員の御発言に関連しますけれども、今回のこの検討会を経て、食品表示制度は、具体的にどの点で、どのように変わるかを、消費者、事業者を含む利害関係者に示すべきだろうと、そのとおりだと思います。

この法案が提出されて、来年3月まで、その後についてなのですけれども、具体的な施行規則とか、表示基準ということも整理、作成が必要になると思いますけれども、どのような進め方になっていくのかという概略でもお示しいただきたいものだと思います。

今回の検討会の報告書ができる、それを読んだだけでは、おそらく多くの関係者がどうなっているか、ちょっと見通せないと思いますし、実際に、新たな表示制度を検討していくというのは、この検討会のような包括的な議論にとどまらないわけですね。表示基準の段階になれば、極めて具体的で、専門的で、科学的な分析とか、先程山根委員の方からありましたけれども、現状制度のレビューというのは、より重要になってくると思うのですけれども、そういうかつての共同会議のようなことになるのか、あるいは各種の専門的なワーキンググループ等をつくってやるのか、ちょっとわかりませんので、一定に描いている構図等があれば、とりあえず、今日はアバウトにお話ししていただきなり、今後、そういうものを提示していただく、例えば、本日の報告書（案）の、例えば初めになるのか最後になるのか、今後、新たな食品表示法制定の後に、どんな段取りで制度が、表示基準等

が変わっていくのかとか、そういうふうなことについて是非触れていただければと思います。

おそらく、表示基準の策定というのは、相当な時間もかかる、大仕事になると思いますので、今回の検討会の運営も振り返って、より合理的で、効果的な論議ができるような体制を是非整えていただきたいということを、あえて申し上げさせていただきます。

○池戸座長 では、森委員、お願ひします。

○森委員 先程の丸山委員によると消費者の方も、この報告書を参考にされるということに関連して一言申し上げたいと思います。

4ページ目の20行のところでございますけれども、「例えば、期限表示の消費期限と賞味期限への統一が実現するなど」という記述があるのですけれども、この表現は、よく御存じの方であれば、ほとんど問題ないのですけれども、どうもこの表現のままでは、消費期限と賞味期限が統一したかのような、そのように誤解される方もいるのではないかと思うのです。ですから、よりわかりやすく誤解がないようにということで、この部分を「例えば期限表示が消費期限と賞味期限の2つに統一される」等というふうに修正した方がよいのではないかと考えてございます。

それから、もう一点、7ページの25行目でございます。

ここでは、用語の統一に関連してということで、まとめをいただいていると思いますけれども、25行目に「このため、具体的なルールについては一括してQ&Aに整理する等、ルール全体を一覧できるようにすることが適当である」ということで、まとめていただくのは大変結構だと思いますけれども、このQ&Aというのは、本来、行政の内部文書というふうに思っておりまして、担当課長等の意向により変更が可能であるというふうに聞いております。その辺はいかがでしょうかということです。いずれにしましても、この分のQ&Aを告示等でということに修正して、ここの中身を、このため、具体的なルールについては一括して告示等で整理する等、ルール全体を一覧できるようにすることは適当であるというような形に修正いただければと考えております。

○池戸座長 今「はじめに」の次の基本的考え方の方にも入っていますので、それも含めてのことなのですが、先程何人かの委員の方から出てきました、できるだけわかりやすく中身を書いてもらいたいというのが共通的な御意見のような感じもします。報告書としてこういう方針のもとに書くのか、先程の鬼武委員のように、そういうのでも、これは読むだけでも大変ですので、別途スケジュールも含めてサマリー版的なものでやるかというのは、工夫が必要かと思います。いずれにしても、わかりやすく伝えることは必要です。

ただし、この文書そのものがあまり誤解されるような中身だと、一番困りますので、そういう点も含めて、また、御意見をいただければと思います。

どうぞ。

○迫委員 ありがとうございます。2点程申し上げさせていただきます。

まず「はじめに」のところでございます、2ページ目のところに、消費者庁が設置され

したことによって、12行目辺りのところですけれども、食品表示に関する法制度を一元化する環境が整ってきていると、こここのところを「はじめに」という文章の中にきちんと入れていただくことによって、後半部分で、実効性を確保するための取組、具体的な取組というものが、比較的明確に書けるようになっている。そういう意味で、ここに書いていただいたことが大変良かったと思っているところでございます。

具体的に申し上げれば、終わりのところで法案化の部分。それから、先程二瓶委員、森委員からも御指摘がありましたけれども、7ページ目の22行目から27行目にかけて、これが、かなり膨大な作業になってくるだろうと思うわけです。これは、食品衛生法、JAS法、さまざまな通知であったり、告示であったり、Q&Aであったり、こういうふうなものを一元化する中で、どういうふうに整理をしていくのか、わかりやすいものにしていくのか、この部分が実効性の確保という意味では、非常に重要な作業になってくるだろうと思われますし、こここのところに触れていただいているというのは、非常に有意義なことだと思っております。

2点目なのですけれども、合意に至らなかった部分をどのように書くのかと、この取扱の問題は、かなり注意を要するところだろうと思います。合意に至らなかった部分を羅列することによって、それが非常に大きな課題であると見られる可能性もあり、議論したけれども、合意に至らなかったと、そこをきちんと注釈でありますとか、本文の中にきちんと書き込んでいただくことによって、その取扱の仕方が、今後に大きく影響してくるだろうと思っております。

そういう意味で、鬼武委員から御指摘があったように、決定したこと、しなかったこと、そこを明確にしつつも、合意に至らなかったというところの取扱は、是非、御留意いただきたいとお願いしたいと思います。

以上です。

○中村委員 私も先程指摘したけれども、全く無視されているのです。答えてほしいのですけれども。

○池戸座長 では、先程の執行体制ですね。

○中村委員 最初に申し上げた、この課題のところ、先に答えてもらわないと、どんどん飛ばしてしまったら、完全に無視じゃないですか。

○池戸座長 事務局の方で、この対象として、執行体制の話も、いくつか今まで意見が出ていましたね。どういう扱いなのでしょうかね。

○増田課長 執行体制については、検討会の過程で何度か御説明しましたけれども、いろいろ執行体制についても御意見をいただいたところですけれども、基本的には、行政部内で考えていく必要があると考えまして、報告書等には書いていませんし、明示的に議題にも具体的には挙げていないというところでございます。

○中村委員 執行体制の議論がなかったら、法律なんてできても施行していかないんじゃないですか、そこを、もし、何か別の方法で手立てを考えておられるんだったら、それを

御教示いただければ、私も満足、安心もできるわけだし、別な手立てがありますよとか、例えば、食品Gメンでやろうとしていますよとか、何かいろんな手立てがあるんだつたらあるとしておっしゃっていただくとか、あるいは書き方があるじゃないですか、全く無視というのは、ちょっと私は納得がいかない。

○増田課長 執行体制については、今後、検討していくわけですけれども、執行体制は、当然、法律に具体的に書かれることになりますので、法案の作成過程あるいは法案の審議過程において適切であるかどうか等について御審議がいただけるものというふうに考えております。

○池戸座長 どうぞ。

○中川委員 執行体制が議論できなかったのは、多分、その前が決まっていないからじゃないかと、私は理解したのですけれども。どの程度の表示を義務付けるのかが決まって、初めて、どのくらいコストをかけて執行できるかというのが決まります。前提のところが、どうもあまり合意がないから、そこで執行体制を考えても考えようがないというところで後回しになって、結局、報告書に書くことがあまり議論できないということかなと思っていたんですけども、それは違いますか。

○中村委員 法律が違うでしょう。JAS法と食品衛生法。食品衛生法だったら臨検・収去ですよ、食品衛生法の保健所の職員であれば、臨検・収去という権限を持っているわけでしょう。しかし、一方では、JAS法でいえば、食品Gメンは、ラベルを見てあることができたとしても、臨検・収去の権限はないですから。2つの法律について法律をつくっていく中で議論していかないと、先生がおっしゃったことであるとしても、何か議論抜きではいけないのではないと思うのです。そこの認識がないと、法律の性格が違う。

○増田課長 今、中村委員がおっしゃられた、広く言えば、執行体制ということになるかもしれませんけれども、どういう是正措置があるのか、あるいは調査権限としてどういう具体的な権限を認めていくべきなのかというのも、これは、全て法律に具体的に書かれることがありますので、その段階ではっきりすると思います。

今は確かに、個別の法律それぞれでこぼこがあるわけですけれども、それは、新しい法律として当然見直して、全く全部同じものというわけではないと思いますが、1つの統一的な視点で、見直して、新しい執行あるいは調査権限の在り方の位置付けをつくっていきたいと思っております。

○中村委員 長くなるので、これは、先へ行ってもらって結構です。

○池戸座長 執行体制というのは、何をどういうふうに義務付けて、どういう制度にしていくかということとリンクしている話ですので、ただ、現状の問題というのは、多分、中村委員としてはあるという考え方の中での御意見ではないかと思うのです。

もう一つ、この検討会として、そこを含めて議論をすべきだと、最初、そういうお考えの話ではなかつたかと思います。

ただ、ここまで議論の中では、ある意味では、そこまでたどり着かなかつたと、そん

なような感じで、これは、議論をこれから全然やらないというわけではもちろんないわけで、この検討会としては、なかなかそこまでいけなかつたというような感じになってくるのでしょうかね。

○中村委員 心配しているわけです。何を心配しているかというと、保健所の食品衛生法に基づく権限が全くなくなつて、いわゆるGメンの方々みたいな権限であれば、消費者側からしたら、随分心配なわけです。でこぼこは確かにあります。そろえたときに、全く緩い形の監視は正になるのだったら、そういうことが心配ごととしてあるわけで、そこを言っているわけです。だから、法律ができてくる中で、では、どの辺のレベルに合わすのかという大心配があつたから申し上げていて、それをどこかでまた検討しますとか、施行規則をやっていく中でやりますよとか、何かあれば安心できるということを申し上げたわけです。

○池戸座長 私は、それを否定しているわけではなく、逆の立場でいっているのです。この検討会では十分時間もなく、テーマも限られていますから、今のテーマも含め議論し切れなかつたことも他にもあるかと思いますので、それをどう扱うのかというのを、ここではつきりしておかないといけないと、それは1つではないかということで御理解をいただければと思います。

どうぞ。

○山根委員 関連することなんです。必要性のところにも、この執行体制の一元化というのは、とても関わってくるので、ちょっと申し上げたいと思います。

産地偽装とか、さまざまな事件や事故があつて、いろいろと消費者は被害を受けてきたわけです。法律がいくつもあって複雑であつて、こんなことからも行政の対応に遅れとか混乱が生じたりして、被害が拡大するとか、そういったことも弊害がありました。

それで、消費者の安全の確保、選択権の確保のために、そういったことが是正されて、表示法が統一されるという必要性が高まつたということも大きな要因だと思います。

つまり、執行体制の一元化と強化が必要だということでありまして、それぞれの法解釈があつて、そのときどきで判断が分かれて、不明確ということが消費者にとっても望ましくないということで、ですから、いろいろと指摘があつても迅速に立入調査ができなかつたりとかしているわけです。表示を目で見てチェックするだけでは、違法なものが入つてゐるかどうかも不明なわけでありますし、その辺り、必要性ということで、今後の議論としても報告書の中にも明記していただければと思います。

執行する人とか、事業者の表示の知識の習得が大変であるとか、監視規制にコストがかかるとか、そういうような表現になつていますけれども、そういう表現は適切ではないと思っています。迅速で適切な規制のためにも、一元化は必要だというふうに書いてほしいと思っています。

○池戸座長 では、どうぞ。

○市川委員 報告書（案）の事務局説明の17ページまでのところで3点述べたいと思いま

す。

1点目です。3ページ目のところの21行目、現行の食品表示制度は複雑でわかりにくいでということで、脚注の4が付いています。私は、この検討会の中でも以前に申し上げたのですが、加工食品の表示基準の中で、食品素材と食品添加物の書き方について、多いもの順に表示をされているわけですが、一部の個別品質表示基準では、食品素材と添加物を分けずに多い順に表示しています。このような事例も現実にあるわけですので、こういう同じ食品表示の中で異なったルールがあるという、こういうものこそ、消費者の混乱、理解の促進を阻害するものと考えますので、この個別の表示の品質表示基準というものをどうしていくのかという辺りも、複雑というところに書き込んでいただけないでしょうか、これは1点要望です。

2つ目、11ページの20行目、21行目のところの文言ですけれども、食品表示の一元化という機会に当たって、優先順位の考え方を導入し、見直しが必要かを検討すべきであると書いてありますが、こここの表現のところ、見直しが必要かと、この必要かという言葉が入ったことで、何を言いたいのかがよくわからなくなってきたと思っています。

第9回の検討会の報告書（案）のところでは、必要かという言葉は入っていないのです。私は、この必要かという、これではなくて、見直す必要があるというふうに修正をお願いしたいと思っています。

義務表示は、確かに長年の議論の積み重ね、そして、消費者のためにという要望に押されてできた経緯を持ついろいろな表示であるのですが、現在において、例えば、合理性を欠くようなものはないかとか、そういう点検と検証も必要なではないでしょうか。だからこそ、この表示の一元化という機会に際して、優先順位の考え方を導入して見直す必要があると考えております。そのところ、書き直しをお願いしたいと思います。

3点目、12ページの将来的な表示事項の見直しのところです。

私は、基本的には、将来的と言わず、見直しをできるように、柔軟なものにしてほしいと思っております。

消費者庁においては、現状の義務表示、維持ではなくて、合理的に見直していく、食品表示においては、規制を強めていくということではなくて、悪質な業者は排除していくという、そういう施策こそが、私は必要ではないかと思っています。なので、将来的な表示事項の見直しというのは、柔軟に機動的に取り組めるようなものにすべきだと思っています。

必要な義務表示、私はあると思います。ただ、先程も言ったように、本当に合理性という視点で見たときに、これを義務にしておく必要があるのかという辺りもきちんと考えていただきたいです。義務表示が拡大していくと、執行体制云々という、先程も話が出ていますけれども、要はいろんな意味で管理する側の肥大化というものは避けられないわけです。こういう食品表示の義務化という構造をつくっていくということは、結局、私たち納税者側からすると、いわゆる負担するものも増えていくというふうにつながっていくと思

わざるを得ません。消費者庁の食品表示においては、いわゆる環境整備、つまり義務化をどんどんしていくのではなくて、消費者の自立を支援していくとか、事業者の自主的な取組を支援する、そういうことを主軸に据えるべきではないかと思っています。

そういう意味で、義務表示の見直しについては、柔軟なそういう仕組みにしてほしいと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。では、どうぞ。

○上谷委員 恐れ入ります。日本食生活協会の上谷でございます。何度も欠席しまして、どうもすみません。

実は、今、いろいろ先生方の御意見で出ているんですけども、私は、まず、何からとつかかったらいいかと、「はじめに」のこの文章が適当であるかどうかということをまずやらないと、次にいかないのではないかと思うのです。

それで、最初のところの食品関係についての12行までは、こういう説明でいいのかなと思うのですが、13行目から以降は、食品衛生法では、こういうことが問題だった、それから、JAS法ではこういうことが問題だった、最終的に健康増進法でこういう形のもので一元化に取り組んだのだと、そういうような並びでこの説明がいくといいのかなという思いがありました。

その中の後ろの方に、諸外国の現状と現在の我が国の表示の状況と、それで、最終的に関係法令の流れが書いてあるという形で、この「はじめに」は、文章の流れがあるといいのかなと思いました。この中で、食品衛生のところだけが突出して書いてございますけれども、3法でまとめていくことであれば、どこにある意味でリスクがあり、どこに合わせたんだというところがよく見えるといいのかなと思っております。

最終的には、11行に書いてあります、消費者の安全の確保、そして、消費者の自立というところが大きな柱になるのではないかと思っております。

以上でございます。

○池戸座長 どうぞ。

○中川委員 「はじめに」のところで、13行目から23行目が随分批判されているようですが、私はあまり違和感がなかったといいますか、むしろ適切だろうと思っていました。おそらく読み方が違うのだと思うのですけれども、私の理解では、3行目から12行目は、基本的には、表示は何のためにあるのかというので、1つの説明として、消費者の合理的な選択の機会の確保のためにある。

もう一つ、13行目から23行目は、消費者の安全という、もう一つの消費者の権利から見るとどうなるのかということで、食品衛生法によれば、本来、安全ではないものは流通しないはずである。だから、そういった意味では、安全な食品しか消費者の手元にはないはずなのだけれども、賞味期限であるとか、アレルギーといった形で、プラスした形で表示することによって安全が保たれている、そこは食品表示と関係してくるのだという説明で

あると私は理解しました。3行目から23行目までは、表示というのは何であるのか、食品表示は何のためかという意味で、そういうワンセットで考えると、別にここは、現状はこれでいいと肯定しているような、そんなことを言っているわけではないと思いますので、原案のとおりでいいのではないかと思います。

あえて一言いうならば、11行目のところにある消費者の安全の確保、これは、むしろ取って、消費者の安全の確保というのは、13行目からの話にした方が紛れがないかなというふうに思います。

そのように理解するならば、むしろ修正していただきたいのは、25行目から33行目がわかりにくいということですね。先程からたくさん出ておりますけれども、何が課題なのかということをもう少し整理した形でここに書いていただかないと、後が読みにくいというふうに思います。

これまでの議論からしますと、おそらく課題は3つある。そのうち2つしか議論していないのですけれども、1つは、現段階において何が消費者にとって重要な情報なのか、これは、何人かの委員から御意見がありましたけれども、安全については当然だとして、それ以外のところで、例えば健康成分であるとか、GMOであるとか、そういうのがどこまで消費者にとって重要な情報であるのかを再整理してみると、ということは課題だろうというのが、今まで議論されてきたと思います。

2番目の課題が、その情報をどうやって伝達するのかと、それがわかりやすいか、わかりにくいか、字が大きい、小さいというのもありますし、それから、紛らわしい用語あるいはわかりにくい用語という辺りが伝達方法として議論されてきたと思います。

3番目の課題が、先程から議論のあった執行方法ということで、それも、私は先程申しましたように、議論し切れなかったのはしようがないというところがあると思います。ただ、中村委員がおっしゃったように、最初にそれが課題として提示されたじゃないかという観点からしますと、信義則上から報告書においても、やはりそれを課題として挙げないと、委員の方々は怒るのではないかと思います。しかも中村委員も山根委員もおっしゃった、そもそも消費者庁は手足が足りないので執行体制は大丈夫かという不安は一般的にありますので、そこは、ちょっと書かないといけないかなと思います。今よりも緩くならないようにというか、そういう釘を刺すということは、おそらく委員から発言があったと思いますので、そういう意味でも25行から33行の中の何が課題かというところで、執行体制というところ、農林水産省や厚生労働省から執行体制と比べて、全然違いますので、そこは心配だろうということで、課題であることは明らかですので、挙げておかなければいけないのではないかと思います。

35行目以下は、その3つの課題のうち、とりわけ、何が消費者にとって重要な情報かというところがグローバルに、コーデックスも含めて、参考になる情報があるのではないかということで、ここはよろしいと思うのですが、25行目から33行目の辺りは、課題を列挙するという形で明確にしないといけないのではないか。原案では、何となくふわっと書い

て、この方がわかりやすいと思われたのかもしれません、逆にあいまいとしてわかりにくいという感じがいたしました。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。鬼武委員。

○鬼武委員 「はじめに」のところの中身の文章で、一応、机上配付の方で、修文をしていますので、その点は、後で参考にしていただければと思います。

1つ目は「はじめに」の前段のところで「外見だけではその品質等が」と書いてあって、その品質というのが、非常に定義が困難でありますし、食品表示は品質だけを表示するものではないので、この場合は、品質という言葉ではなくて、外見だけでは、その原材料等がわからないというような表記が、ここでは修文としてはいいのではないかと思っています。それが1点目。

2つ目は、消費者の自主的なというところが、ここに書いてあって、私は、ここが気にはなりました。いわゆる加工されていない食品については、消費者は自主的には選択はできますが、上方とも関連するのですが、いわゆる手を加えたいろんな食品製品については、事業者から適切な情報がなければ、自主的にも選択ができませんので、この「自主的な」というのは削除していただいた方がいいのではないかというのが2点目。

3点目ですが、ここは慎重にしていただきたいのですけれども、18行目のところに「アレルギー症状や健康状態等個々の消費者側の要因によって」と、私、最初に読んだとき、もう少し配慮した書き方でないと、これは消費者側の要因ということで書くと、非常に配慮がないように思われますのでこの表現はEUの食品表示規則の文章を借りると、「また、特定のグループの消費者に有害であるかもしれない成分属性によって、このような人々に」健康危害が発生する可能性があるような、表現がいいと思っております。

あと、20行目以下のところも、私は、わかりにくかったのですが、あえて修正するならば、26行目、見直しに求められることが常に求められて、「具体的には」という次のところは、高齢化社会の中で、より多くの消費者が重要と考える情報を食品の包装上で適切に読み取れるルールを表示制度が定めているか、そして、それが実際に市販されている食品では、高齢化等では読み取れるかというふうに修文すれば、ある程度この文章は読めると思っております。

もう一点、次のところで、国際化のところです。コーデックスのところを記載されていることがあります、これは、順番が、やはりここにも書いてある各国の状況と、国際的なルールのところが記載されていますが、このところの表現としては、今、食品の国際貿易が拡大する中で、コーデックス委員会が定める容器包装のさまざまな基本的な表示規定を遵守することが極めて重要であるということで、そのことと食品表示、各国の食生活の実態に即して、各國ごとに定められるものと、その2つを並列したときですけれども、ここでは、やはり食品表示は、国際的に合意された、ハーモナイズされた表示基準を基本としつつ、各国の食生活の実態に即して国ごとに定められるべきものというふうな表現に

した方が適切だと思っております。

一応、2ページまでのところは、以上のように思っています。

あと、細かいことですが、英数の数字のところが、意図的かどうかわかりませんけれども、半角と全角が混ざっているので、これは統一されればいいと、私は、そういうのは気になりましたので、記載をしております。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。「はじめに」の関係で、どうぞ。

○森田委員 「はじめに」の関係で、先程中川委員のお話があったように、順番というのには、最初の12行目までが合理的な選択、13行目から23行目までが安全ということで、合理的なものと安全なところというのが先に来るという、この流れはいいと思います。

その中で、ちょっと文章がわかりにくいというところがいくつかありますて、例えば、食品の最初の3行目の「日々の生活に必要不可欠なものである」という一般論に始まって、それで、いきなり消費者と事業者との情報の質と量の差があるんですが、その間に、例えば、「消費者は食品を選ぶ際に、個々の状況や価値観に応じて、食品の情報を求める」と、ここで「情報」という言葉を1つおいて、それで、次に「事業者と消費者の情報の質と格差がある」とつなげた方がいいのではないかと思います。また「特に、食品については」というところで、「特に」というところが、2つ、6行目の「特に」と10行目の「特に」と、力が入ってダブっているという感じがあるので、上の「特に」は要らないかなと思います。

それから、安全性のところなのですけれども、20行目からがとても読みづらくて、このような事態に備えてとあるのですけれども、その前の行を見ますと、アレルギーとか健康状態、鬼武委員の御指摘があったように、健康危害が発生する可能性が、これは消費者側のいろんな要因で起こるんだと、その消費者の要因で安全性の問題が起こると。このような事態に備えて、必要な情報を提供していくことが極めて重要であるとあるのですが、食品表示の機能として、まず、考えられることは、万一消費者側の要因ではなく、事業者側の要因で万一事故が起きた場合に、原因究明とか、事故の拡大防止をするための措置の手がかりとして表示が機能しているということが原則にあるかと思います。

こういうふうに書いてしまうと、事業者が非はないのにという形に見えるので、そうではなくて、そもそも、万一事故が生じたときに原因究明とか、そういう食品衛生法の最も重要な部分、表示の機能の部分を落としていると思いますので「このような」から「機能を果たしている」というところは、ちょっと文面が不適切なように思います。ですので、そのところは、万一事故が生じた場合に原因究明とか、事故拡大の防止のための手がかりということを入れていただければと思いました。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。その他、どうでしょうか、とりあえず「はじめに」のところではよろしいですか。後ろの方との関連もあるので、先程から既に3ページ以降の御意見が出ましたが、よろしいでしょうか、どうぞ。

○増田課長 今、いくつか御意見をいただきて、適宜もちろん直したいと思っているのですが、原案としては、最初の第1パラの12行目までと13行目以降の関係は、安全の確保と商品選択、いずれにとっても重要だということを、まず、最初のパラでいって、そのうち、特に安全の確保については、具体的な状況を13行以下に、言わば付加的に書いているつもりです。

13行以下を書いた理由というのは、前々回、目的を議論したときに、報告書案に食品の安全性と記したところ、皆さんから違和感があるというご発言があり、その違和感は、ここに書いてあるとおり、食品表示に求められる安全性というのは、食品そのものの安全性ではなくてというようなことが、ごっちゃになっていたところがあつて、御意見があつたのかなということも踏まえて、表示の役割の部分の安全性について、はっきり記したというところでございます。森田委員が万が一事故が起つたときの情報を書くというのは、確かにそういう機能は一方ではあると思うんですけれども、食品衛生法の表示基準も、基本的に消費者への情報提供の観点から表示基準をつくると書かれていて、基本消費者への情報提供なので、内部管理的なもので表示を義務付けるということを報告書に記載することには抵抗があるのかなと思っております。

25行目以降は、もうちょっと読みやすいように直したいと思います。

その後に言われた、コーデックスの関係なんですけれども、ここは、むしろ皆さんの御意見をいただけたらと思うのですけれども、国際的に合意された、ハーモナイズされた表示基準を基本としつつというのは、端的にいうと、コーデックスに書いてあることが基本だという趣旨だと思います。一方、我が国では、例えば、原料原産地や遺伝子組換え等、コーデックスに載っていないものであつても、我が国の消費者の商品選択という観点から、重要なものは義務表示事項として取り上げてきたという経緯があります。

そういう意味で、原案は、世界の動きというのは、消費者が何を求めているかということの参考として書きましょうということを書いております。

ここで、国際的なものを基本としつつと書くと、コーデックス等に書いていないもの等については、もうちょっと引いた形になるのかなと思っております。私の方からは、以上です。

○池戸座長 よろしいでしょうか。では、鬼武委員。

○鬼武委員 コーデックスの点については、議論すると、長い時間になるので、ここでは避けますけれども、1つ重要なことは、やはり今、食品の安全性については、コーデックス委員会が日本の1995年の食品衛生法改正のときに、国際化の中で、その法律体系を、きちんとそういう中で見直していくというのが、多分、食品衛生法改正、1995年にあつたと思います。

それから、やはりその重要性にかんがみて、行政機関として、特に厚生労働省、農林水産省を始め、必要となっている省庁が国際会議にも出て、2009年から消費者庁ができて、食品表示の分野については、コーデックスの食品表示部会と栄養・特殊用途食品部会のそ

の2つの部会に参画しているということでいいますと、やはり、その重要性はあるのでありますと、私は理解していて、国際的にも、日本がいろんな形でTBTとか、SPS協定とか、それは、一応、参照とするというふうにはなっているわけです。コーデックスなり、OIE及びIPPICの基準なり、だから、そのことは、それをそんなに強調、私は、基本というか、そういう基準をきちんと見てやるべきだと書いてあって、最初に書いてあるのは、どちらかというと、国内の事情の方がかなり優先すると書いてあるのですけれども、やはりそこは、そういうことの議論だと、今後、国際化の中で、日本だけが残されていくという気持ちもありますから、食品表示については、その辺についても十分に見ておく必要があると、私は思っております。私の意見です。

○中村委員 それについては反論が、少なくともコーデックスは、WTOの国際的なルールに基づいて貿易をやっていくためのルールで、今、鬼武先生がおっしゃった1994年の食品衛生法の大改正のときも、あくまでもSPSやTBT協定については参考なのですよ、それはイコールではないのです。だから、我々は、今、課長がおっしゃったように、参照する立場でいいのではないかと思いますよ。この議論を物すごくやつたら、すごい議論になるから。

○鬼武委員 議論する気はないです。だから、参考でいいと申し上げています。

○中村委員 今、課長がおっしゃった程度でいいんじゃないかなと思います。

○池戸座長 よろしいでしょうか。それでは、また、戻っていただいてもいいのですが、とりあえず、先程も既に御意見が出てますけれども、3ページ以降で、17ページまでのところで追加的な御意見等がございましたら、どうぞ。

先程市川委員から出た、義務表示の柔軟的な対応というところ、もう少し強調してくださいというのは、12ページの16行目にも、義務表示事項を柔軟に変更できるようなというような言い方をしているのがあれですね。

どうぞ。

○中村委員 11ページなのですが、アレルギーの5品目が、確かに平成13年4月ですけれども、その後、7品目になっているので、それに書き入れて追加してもらった方がいいかと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○手島委員 同じところなんですかね、平成20年度でエビ、カニが加わって7品目になつたということで、追加をお願いします。

○池戸座長 どうぞ。

○増田課長 総論の「はじめに」以降のところで、いくつかいただいた御意見で、全部網羅できていないかと思いますけれども、これは、森委員だったと思いますけれども、4ページの書き方をもうちょっと工夫して統一したいと思います。

その後、7ページのQ&Aのところは、原案の書き方としては、表示の方法については、法律、府令、告示等の他に、通知、Q&Aがあると書いた上で、そのうち、特にQ&A、

通知の部分について、随時通知が発出されているようなものだと、後で見直すときに、なかなか調べづらいところがあるので体系立てたQ&Aなりにして、わかるようにするということを示しております。26行目のQ&Aを告示等に直した方がいいのではないかという御意見だったと思いますけれども、ここは、そういう意味で「特に」以降は、通知、Q&Aの話をしているということで御理解いただけたらと思います。

それと、11ページのところで、市川委員だったと思いますが、21行目「必要かを検討すべきである」は、確かに、見直しが必要であるというふうに、最初の案で書いてあったと思うのですが、この見直しという言葉、市川委員も点検、検証というふうにおっしゃられたと思うのですけれども、見直し自体が点検、検証という意味と、修正するという両方の意味にとられることがあって、そういう意味で見直しが必要と書くと、修正するんだというふうにも取られかねないので、ここは、点検、検証するという意味で、見直しが必要かを検討すると書いた、それが原案の文意であります。

どう書くのがいいかは、御意見をいただきたいのですけれども、前回の議論では修正することが前提のように見えるといった御指摘もあり、みたいな、そういう御意見も、鬼武委員の御意見ペーパーでも点検、検証であることが分かるよう修文すべきとの御意見をいただいており、これらを踏まえて修正しております。原案は、そういうつもりで直しているので、御意見があつたらいただきたいと思います。

以上です。

○池戸座長 では、森委員。

○森委員 ただいまの御説明についてちょっと確認をしたいと思っております。最初の7ページのところですけれども、Q&Aの部分を整理するというお話をいただいたわけですけれども、この書きぶりが、22行の「法律、府令、告示等の他、通知やいわゆるQ&Aによってルールが定められている」というところから始まり、25行目の先程申し上げました「具体的なルールについては、一括してQ&Aに整理するなど」と続いております。この「具体的なルールについては」という部分ですが、ここがどう見てもQ&Aだけとは読み取れない、要するに、府令、少なくとも告示を含めてということになりますので、そうしますと、先程の御説明のQ&Aだけということであれば、違うのかなと考えてございます。

もう一点、11ページの20行目から21行目にかけてでございますけれども、「優先順位の考え方を導入し、見直しが必要かどうか検討すべきである。」とあります。これは、ただいま御説明をいただいたところなのですけれども、他の部分の書きぶりが、基本的には優先順位ということを今回の検討会で非常に重要視しているという書きぶりになっていて、このところだけが、必要かどうか検討するということになっておりますので、そういうことからいけば、市川委員もおっしゃっておられましたけれども、見直しをするということにした方がよいのではないかと考えております。

○池戸座長 今の優先順位のところは、同じページの27行目は、新しい義務のところです

けれども、「優先順位の考え方を活用すべきである」とあります、そのような言い方の方がいいのですか。

どうぞ、中村委員。

○中村委員 先程、課長がおっしゃったところで、7ページなんすけれども、今まさに議論のところですが、食品衛生法に基づいて通知がたくさん出ていて、それが、消費者庁設置のときに引き継がれている、例えば、食品衛生法に基づく添加物の表示等についてという、消食表第377号という次長通知がありますね。これは、既存添加物名簿の、収載品目リストも含んでいて、かなり大きな、通知としては、事業者にとっては、非常に大きな通知です。

こういうものについては、JAS法で見ると、多分、レベルとしては告示されるような内容だと思うのです。この際、そういう新しい新法の制定に当たっては、そういう通知について、場合によっては告示にしていくとか、そういうことも併せて検討されていくのかなと思ったので、1つそれをお聞きしたいと思ったこと。

もう一つは、8ページ目で、私はよく消費者庁を批判しているのですが、そうではなくて、今日は消費者庁を応援する話を今からしなければいけないわけで、まさに8ページ目のイのところで書いてある、加工食品のラベル表示というのは、まさにここに書いてあるとおりであると思いまして。先般、消費者庁がおやりになった、コチニールの注意喚起があったので、私どももウェブで3,000名程に調査をしてみました。1,000人少々から回答があったのですが、コチニール色素を知っているかといったら、15%くらいが知っていて、その15%くらい知っている人の45%くらいは、食品のラベルで知っているよということですね。あとは、テレビとか新聞ということで、やはりラベル表示が食品においては重大だなということを思ったところです。

併せて、注意喚起表示をどこで見たかというと、やはりテレビで見たというのが一番多くて、その次が新聞だったということで。まさに、今回の消費者庁がおやりになったコチニール色素に対する消費者庁の注意喚起というのは役だったというのか、国民にとっても、こういう添加物について、あまりよく知られていないという状況から見ると、よく効果があったのではないかと思っています。

併せて、消費者庁についてどう思っていますかと、僭越ながら聞いたんですが、不要とか、どちらかといえば、要らないというのが15%弱であって、それに比べて、信用し、期待しているとか、どちらかといえば、信用しているというのが40%を超えていまして、こういう私どもの調査の中では、消費者庁さんに対する信頼とか、期待というのは熱いのではないかと改めて感じたところでございまして、いつも批判的なことを言って申し訳ないのですが、このウェブの調査では、そういうことであったと思っています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。その他、では、鬼武委員。

○鬼武委員 消費者庁の方の資料だと6ページの食品表示制度のところで、27行目からの

ところで、ここで食品表示については、食品制度はでいいと思うのですけれども、消費者にとって真に必要な表示だと書いてあるのですけれども、やはり、これは、表示が消費者を誤認から保護する表示や、食品の取り締まり上必要な表示も重要であるという点がちょっと抜けていると、私は、ここでは感じています。それが1点。

もう一点は、7ページ目の上から3行目のところの「したがって、新たな食品表示制度の目的は、できる限り簡明なものにすべきである」と書いてあるのですけれども、簡明というのが、ここでは適切ではないと思っていまして、食品表示は、目的は複雑でない、そして、理解しやすいことが重要な要件であるというようなことにしていただいた方がいいのではないかと思っています。

以上です。

○池戸座長 では、二瓶委員。

○二瓶委員 7ページの22行目以降ですけれども、ここは、先程いくつか指摘があつて、文面を修正していただければ、ルール全体を一覧できるようにするというのは、非常にいいことだと思います。

特に通知は、前にもそういう話が出ましたけれども、たくさん出ていて、非常に大きな縛りになつたりするわけですけれども、なかなかそれを検索するのも容易でなかつたりしますので、こういうことでまとめてもらえると非常にありがたいと思います。

ただ、1点確認しておきたいのは、Q&Aによってルールが定められているくだりもあるのですけれども、私の理解では、Q&Aも法令等の等に当たるんだと理解しておりました。現実的にも表示をするに当たっては、このQ&Aが重要な判断基準になっていますので、確認したいというのは、これは、法令等の等に含まれるというふうに理解していいのか、先程中村委員からもQ&Aなのか、あるいは通知レベルのものもあるんではないかという話があったのですけれども。

○中村委員 そうは言っていないよ。

○二瓶委員 そうですか、失礼しました。消費者庁としては、食品表示の一覧について、こういう定義なのだということをおっしゃっていただければありがたいと思います。

○中村委員 私が申し上げたのは、今、通知で出している大きなものがあると、それは事業者にとっても非常に大きな通知なんですね。それをこの際、JAS法と同じようなレベルで告示のレベルに上げるということを併せてお考えでしょうねと申し上げたんです。

○二瓶委員 ありがとうございます。

○池戸座長 とりあえず、御意見だけ、どうぞ。

○迫委員 同じ7ページの22行目から27行目のところですけれども、このルール全体を一覧できるようにするというのは、現状のものを一覧にして整理をしていく、今後、一元化の法制化に向けて、それを今度整合性を取っていくという次の段階へつなぐためのワンクッションなのか、ここが最終到達目標になつてしまふのか、JAS法、食品衛生法、健康増進法、3法を一元化していく中で、次の段階の、一元化の法制化に向けての作業の途

中段階と書いていかないと、ルール全体を一覧にすることだけが目標になってしまふのではないかと、そんなふうに思いました。

○池戸座長 では、丸山委員。

○丸山委員 5ページの下の方、特に19行目くらいからの関係になりますけれども、消費者は、自ら進んで消費生活に関して必要な知識を習得し云々というところで、合理的な行動に努めなければいけないとされているという関連で、中身としては、確かにそうなのですけれども、基本的には、情報の在り方として普段の暮らしの場、つまり、利用を通じて理解を深めていくというようなこと、だから、そのためには、わかりやすい、また、使える表示というのも大事なのだと。

さらに、そういうようなことで、表示を活用して、積極的に活用することを通じて、より暮らしを豊かにするんですというようなことだと思うのです。ニュアンス的には、そういうことだと思うので、だから、もう少し、自ら進んで消費生活に関して必要な知識を習得しというのは、何か学習をしろだとか、そういう話ではなくて、やはり基本的には、提供する側とお互いの関係論でいえば、やはり実際に使えるものを使うことによってレベルが高まっていくと、それで、暮らしそのものについてもそういうものが選択の中で生活の豊かさだとか、必要なものがちゃんと手に入るというようなことも含めてできるということが、基本的なニュアンスだと思いますけれども、そんな中身も盛り込んで記載をしていただければと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。その他、どうですか。

どうぞ。

○山根委員 3ページ、一元化の必要性の後半のところにありますけれども、食品表示に特に関心のある消費者が、深く知ろうとする際にというところで「食品表示に特に関心のある」という言葉は必要ないと思います。消費者が知ろうとする際に云々という文章でいいと思います。

それから、4ページの上の方で、フードチェーンの全ての過程における正確な情報伝達等が負担になっているという文言がありますけれども、私は、この文言は必要ないと思います。トレーサビリティーの確保というのは、時代の求めでありますし、事業者の役割として、消費者庁はもっと推進を求める立場であるのではないかと思っています。

8ページ、昨日いただいた方で見ていますけれども、重要性の整序で（ア）の3行目くらいからですか、できる限り多くの情報を表示させることを基本とするよりも、より重要な情報が確実に消費者に伝わるようにすることを基本というふうに明確に書かれているのですが、ちょっと不安に思います。この後も、表示項目を絞って文字を大きくするというアンケートの回答が多かったですとか、続いていくわけですが、そういうふうにまとめられますと、例えば、食品添加物の化学物質名なんかにしても、よくわからない難しい片仮名が並ぶことは、特に並べる必要はないのではないかという流れになってしまふのではないかと危惧をしております。何が、何の目的で入っているのかがわかる表示にするとい

うことを求めているわけとして、それは、海外でも当然の流れではないかと思っています。何を使っているのかを明らかにするというのは、製造者に求められることで、それが、双方の信頼の証となると思っています。消費者ももっとよく知ろうと、これは、こういう見方をする表示であるということは、消費者庁がキャンペーンのようなことをしてきちんと示していく、理解を進めていくということが大事だと思っています。

関連ですけれども、11ページ、新たな義務付けを行う際の考え方のところにも、より多くの消費者が重要と考える情報かどうかという観点から考えて、優先順位を付けていくと、それで、添加物や遺伝子組換えについても云々と、無理に義務化をすれば、かえって見やすさが低下したり、コスト情報を招くと、こういったことを注意するという表現ですけれども、これは、私どもからすれば、明らかに事業者目線というふうに感じます。きちんと表示をさせて、それを消費者が正しく理解するようにと、そういう流れで、是非、消費者庁は進めていただきたいと思っています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 まず、3ページのところですが、脚注に書いているところは、ちょっと私が読んでいて、3法があるという、下の景品表示法のことと、酒税法がなぜ今回入らないのかという説明を書いていると思うのですけれども、ここがちょっと長くてよくわからなかつたと思っています。

ただし、今回、食品一般を対象とする法律であれば、いろんなものがあって、その中で今回の食品表示課が対象としているものがこの3法であるのであれば、その3法であるということで書いていただければいいと思っています。むしろ、特定の食品の表示に関するものだと対象にしないという表現は理由が違うと思っております。それが1点。

それから、先程山根委員の方からもありましたけれども、3ページの22行目の食品表示に特に关心のあるというのは、なくてもいいと思います。

あとは、9ページの24行目「このため、現行の一括表示による記載方法を緩和して一定のルールの下に複数の面に」と書いてありますが、私は、現行の一括表示というのは、これはこれで結構、加工食品としては、事業者が努力して、それなりに消費者の方も一括表示を見れば、ある程度情報が一元的に見られるということで、非常にこれは、日本の中の表示記載のルールとしては、いいルールだと思っています。

ですから、これを緩和すると、食品表示全体の一貫性が失われますので、一括表示の原則ができるものは、それでやって、ただし、どうしても記載できないとか、その場合は誤認させないことを条件にとか、そういうふうな形に少し修文していただければと思っています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。今までいくつか出たのですが、どうぞ。

○増田課長 最初に、二瓶委員からのご質問についてでございますが、ルールは告示、府

令で定まっていますけれども、そのときの解釈ですとか、当てはめについての考え方をQ&Aで明らかにしていくというものでございます。

一方、中村委員からも御意見が出されましたけれども、通知で書いてあるけれども、実際、府令で書いた方がよりよいのではないかというのは、確かにJAS法、食品衛生法の比較あるいは同じ法律でも時系列に並べますと、確かにそういう点は出てくるものがあると思うので、今回の見直しに当たっては、完全にどこまでできるかという問題がありますけれども、そういう視点も踏まえて、府令、告示をつくっていく必要があると思っております。

前の方からいいますと、3ページの「表示に特に関心のある」は、削減したいと思います。

4ページのところで、山根委員からフードチェーンにおける伝達が負担となっているというのは、これも皆さんの御意見もあろうかと思いますけれども、事実として負担はあるので、書いてもおかしくないのかなと思っておりますが、消した方がいいというのであれば、厳重な管理等が負担になっているというような書き方もあるのかなと思います。ここは、御意見をいただきたいと思います。

6ページの16行目に、鬼武委員から「真に必要な」のところ、これは、誤認の防止と、取り締まりというのが言われているのですが、表示自体が商品選択と安全性確保ということなので、取り締まりの観点をここに入れるのはあまり適切ではないのかなと思っております。

それと、9ページの一括表示の話は、一括表示がそれなりに機能して見やすさに貢献しているということは、我々も認識しております、緩和して一定のルールの下にと書いて、その趣旨を出しているものです。もうちょっと工夫できるかどうかは考えてみたいと思いますが、原案でお示ししているのは、どう書いてもいいようにしてという意味ではないということあります。3ページの注釈のところは、表示を義務付けるもので、基本的に食品一般を対象としているということあります。

理由を書くというところまで書けるかどうかわかりませんけれども、もう少し書き方に工夫が必要であれば、考えてみたいと思いますけれども、いずれにしても、今、個別でそれなりに食品対象ですか、そういうものを踏まえてやられていて、企画から執行まで、それなりに統一の取れているものを、わざわざそれを変えるようなことを基本的に行なうことは、あまり考えていないということです。

以上です。

○池戸座長 どうぞ、市川委員。

○市川委員 御説明ありがとうございました。4ページの、先程山根委員からも御意見が出ましたところで、今、増田課長の方から御意見を聞きたいということでしたので述べます。私は消費者の立場として、情報や品質管理にコストがかかっているということは、とても大切な情報、消費者にとっても有意義な情報だと思っていますので、これは、きちん

と書いていただいた方がよいと思います。

どちらかというと、安全・安心、いわゆる安心を担保するためのコストかとも思う部分もございますが、見えないところにお金がかかっているということに、なかなかそこに想像するというか、思いをはせるということができない状況にありますので、やはり安心のためのコストをかけて、消費者の人たちの安心を担保しているのですという、この一文は、私はとても大切だと思います。

以上です。

○池戸座長 中村委員。

○中村委員 今の点ですけれども、確かにコストはかかるのですが、コストというのは、世の中の悪ではなくて、まさに雇用であって、コストが悪だと考えてしまうとおかしいわけで、そこはコストが高くなっているというのは、書くのは構わないと思います。しかし、負担かどうかというと、例えば、例が違うかもしれませんけれども、廃棄物でも処理するためには、今、順番に引き継いでいって、かつては、たしか産業廃棄物処理振興センターを中心にして、ちゃんとシステムができて、きちんと放るということをされていますし、例えば、病院なんかでは、情報伝達を毎朝、ナースセンターでは申し送りとしてやっているわけですし、食品が口に入るですから、それに対して、正確な情報伝達をするということは、これは、当たり前のことであって、これを負担と書くかどうかは疑問だと思います。コストがかかるとは書いてもいいと、コストは何も悪いことではないから、しかし、負担かどうかというのは、ちょっと書き方を考えていただきたいと思います。当たり前のことやっているにすぎない。

○池戸座長 その他の方の御意見、どうぞ、森田委員。

○森田委員 私もフードチェーン全ての過程における正確な情報伝達が、負担というのは、どうかと思います。それを積極的に売りにしているような事業者、伝達とかトレーサビリティーとかを売りにしているところもあるわけですから、フードチェーンの全ての過程において、正確な情報伝達というような、そういうことが求められてきているということから、その後に事業者の遵守コストと、コストが2回続きますので、求められていることからというふうにしたらいかがかと思います。

それから、もう一点、これは1つ入れていただきたい言葉がありまして、10ページなんですけれども、10ページの17行目から18行目で「規模の大小を問わず全ての事業者が実行可能なものであるか否かの検討が必要である」と。ここの一文を考えたときに、もう一つ思ったのが、検証可能性ということです。今まで全然出てきていないのですけれども、表示をする場合に、その表示が正しいかどうか検証できないと、やはり偽装表示の温床になることがあります。検証可能なことは、いろいろと技術が進んで検証可能になっていく場合もあるので、その場合、検証可能であるか否かだと思うのですけれども。だから、「実行可能なものであるか否か」、その後に「検証可能なものであるか否か」ということを1つ、入れていただけないでしょうか。食品表示のこの中で、1回も検証可能性という話が

出てきていないのです。実行可能性の中に入るようにも思うのですが、そこもまたちょっとニュアンスが違うので、その言葉を入れていただければと思います。

○池戸座長 中川委員。

○中川委員 2点か3点程質問なのですが、6ページの25行目から、新制度の目的の定め方というところについてです。報告書ですので、新制度の目的は、このような方向であると、そこまで書かないとよくないのではないかと思うのですが、ここでは、目的が複雑なものはだめですよと書いてあるだけで、結局、どうするのかというのが書いていないのですが、それは、どうしてかというのを伺いたいと思います。

というのも、その前の5ページから6ページあるいは「はじめに」という辺りで結論が書かれているような気もするのですけれども、なぜ最後に、わざわざ複雑なのはだめ等といったことを書くのかというところが第1の質問です。2点目は、9ページの7行目で、表示の見やすさというのがあります。今日の委員の意見にも出てきたのですけれども、9ページの方は、大きさ、視認性の話なのですけれども、それ以外に片仮名で書かれている言葉の意味がわからないというものですね、そういう意味での記載、表示の内容のわかりにくさ、あるいは前回でしたか、原料原産地のところで出てきた、加工地というのが、何を意味するのかの誤解が多いという、紛らわしい表示方法という辺り、そこは取り上げないのかどうか。ここでは取り上げられていないのですけれども、議論には出てきたように思います。その辺りについて、改善の余地があるのではないかというのが議論されたのではないかと思います。それが上がっていなかった理由というのが2番目の質問です。

3番目が、10ページのところなのですが、ここは、優先順位の考え方を導入するという極めて大きな変更を導入しようという箇所なのですけれども、なぜそうなのかという理由は、10ページの10行目からのパラグラフに、事業者が大変であると、コストが上がるということが書いてあるんですが、とりわけ13行目から15行目、コストがかかるから食品の供給が制約され、消費者が利便を受けることは困難なりというふうなことが書いてあります。しかし、現状でそういうことが起きているのか、そういう立法事実があるのかということははつきりしないのではないでしょうか。単に新しく義務表示を導入する場面であれば、こういうことも想定されますという程度の記述でよいかもしれませんけれども、今ある表示制度を、優先順位を絞っていこうというときには、今は、これだけ困っているということがきっちりと示されなければいけないと思うのです。アの基本的考え方というのが、26行目のイの現行のものを絞るという話にかかるのか、それとも、次の11ページのウ、新たな義務付けの話、多分、両方にかかるのだと思いますが、この書き方だと、ウにしかかからない、中身的にはそうではないかと思うのですけれども、にもかかわらず、イの方には優先順位の認め方を導入すると、現行のものを絞っていくと、11ページの21行目ですね。そうなっておりますが、優先順位の理由が、コストがかかって大変だということしか書かれていない、むしろ、議論としては一括表示が無理だからと、読みにくいからというところがあったような気がするのですが、それは書かれていないわけですね。その辺りが、な

ぜなのかなというところが疑問になりました。

それで、優先順位の考え方を導入する根拠として、現在の一括表示の仕方では、ますます見えにくくなるというのであれば、例えば、表示方法の緩和ということと組み合せてということもあるでしょうし、そういうことも書かなければいけないかと思うのですけれども、やや優先順位ということで、あとはもう消費者庁に任せろという感じになっているのは、報告書として、この程度のまとめでいいのかなということが気になりました。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。よろしいですか。

○増田課長 森田委員の次ページの検証の話は、特段の異論がなければ、書き加えたいと思います。

今の中川委員の御意見の関係でございますが、6ページに書いてあるところは、33行目以下は、目的については、その上のパラで、安全に関する情報を最優先として、併せて商品選択上のということを書いて、ある意味ここで書き終わってもいいのかなとも思ったんですけれども、一方、3法それぞれの目的があって、それぞれの目的に従って、いろいろなルールが定められているということが、結果として非常に全体を複雑化しているというようなことがあったので、新しい制度に、法律の目的を3つ並べることは、あまり適当ではないのではないかということを言いたくて、33行目以降は書いたというものです。ちょっとわかりにくかったかもしれません、そういう意図で書いています。

○中川委員 そうなのであれば、この記述は要らないですよ。

○増田課長 要らないですか、ちょっとそれは検討します。

それと、9ページの表示の見やすさの内容等については、工夫の余地は、いろいろあるんだと思いますが、義務表示で、なかなかここを規律できる具体例があまりなかったので、結果としては、字の大きさのところにほぼ特化して書いてしまっているという結論になっています。

もちろん、不当表示をやめるとか、義務表示事項で対応すべきものは、他にもあるんだと思いますけれども、義務表示で対応できるものとしては、あまり見当たらなかったということでございます。

10ページの書き方は、確かに趣旨としては、10ページの（ア）の最初の1パラで、まず、安全に関する情報がちゃんと伝わるということが大事ですと書いた上で、2パラ以下では、安全性の確保に関わらないことについては、こういったことを考えていきましょうということを書いてあります。

そういう意味で、ここは総論なので、現行も将来もある意味、当てはまるものとして書いてありますけれども、一方、現行のところについては、11ページの18行目以降に、長年の議論の積み重ねの下に、その必要性が認められてきたものであるがということを書いた上で、検証等、見直しが必要か、検討すべきであるということが書いてあって、基本的には、まさに今までの議論の中で、その必要性が認められてきたということを踏まえて検

証等を行っていくということを書いているつもりです。ウはそういうところはないということで、必ずしも現行のものを、少なくともなくしていくべきというようなことを書いているつもりはないということです。

○中川委員 そうしますと、最後のところですけれども、11ページの20行目だけ見ると、「認められていたものであるが」というふうにして、逆接になっているので、やはりこれは、今回の一元化の機会に、新しい概念を導入するという、非常な決意を示しているようにも見えるのですね。なので「優先順位の考え方を導入し」の前に、例えば、「確実に情報が提供されることという観点から」とか、いかなる意味での優先順位なのかという視点を書いておかないと、今までは、白紙で、とにかく優先順位を考えてくださいと、コストも考えていいですよという感じになっているように見えますので、少し限定する言葉を、20行目の優先順位の直前に入れていただくといいのではないかと思います。

それから、その前におっしゃられた、9ページの表示のわかりやすさですが、表示義務として、あまり取り上げるものがなかったとおっしゃいましたが、逆にいようと、そこまで規制すべきであったかもしれない。化学物質だから、全部書いておけばいいというわけではないとか、わかりやすい表示にするには、このような書き方があるのではないかという形で法令ないしは、通知で方向性を示すということがあってもいいのではないかと思うのですけれども。

とりあえず、表示しましたよ、ではなくて、わかるように表示してねという意味です。そういうふうな方向で、新たに表示義務の考え方を付け加えていくこともあるのではないかという意味で申し上げました。

○池戸座長 市川委員、どうぞ。

○市川委員 今のところに関連してです。先程の11ページの、先程も述べたことです。現行の20行目、21行目の見直しが必要かを検討すべきであるという、このフレーズについてです。現行の義務表示事項の見直しについては、やはり、文字が小さくて見づらいから、表示事項を絞り込んで、もっと文字を大きくして、まず、視覚的に見やすいものにしてほしいという議論が、検討会の最初の方であったはずです。現状の義務表示がこれまでいいのかについて、これは、優先順位という考え方を導入して、見直しをすべきであるという、見直しが必要ですねと、そういうふうなとりまとめ（案）というのが第9回目だったはずです。9回目のとりまとめ（案）のところではそういうふうに書かれています。

私は、今日の11ページの20行目、21行目の見直しが必要かを検討すべきというのは、まさに後退した表現であり、後ろにずり下がっていると思います。なぜずり下がってしまったのか、この理由があるんだったら事務局にお聞きしたいし、理由がないのであれば、元の表現に戻していただきたいです。

○池戸座長 山根委員、どうぞ。

○山根委員 先にすみません、私は、今までの議論で、今の義務化をもっと絞り込むべきであって、簡素化もいいというようなまとめができたとは思っておりません。ですから、

ここに書かれる文章としては、もうちょっと配慮をして、簡素化OK、不要なものがあれば要らないとか、そういう後退をほのめかすような文言であってはならないと思っています。

○増田課長 この11ページの書き方は、確かに前回から直した部分なので、御意見を、結局、どっちにするかということを含めて御意見をいただきたいんですが、その前に、今の案をつくっている前提の考え方として、字を大きくするということは、今後、高齢化等も踏まえて、必要な情報がちゃんと伝わるために必要ですということは書いています。ただ、そのことと、今ある表示事項を、だから簡素化しましょうということを、つまり、大きくするから必ず簡素化するということの前提に立っているわけではない。たたき台のときにも、現行の義務表示を基本としつつ大きくするにはどういったことが考えられるかという形で議論を立てていったつもりであります。

だから、字を大きくすることと、表示事項を減らすんだというのは、別個のものとして議論すべきという観点で、これがつくられているということは御理解いただければと思います。

その上で、今の義務表示事項をどうするかということについては、もちろん、一つひとつの情報の必要性と、あとは、全体を通したときにどういう形のものが最も適当なのかということで、一個一個議論された結果、もちろん、増やすということもありましょうし、減らすということもあるんだと思いますけれども、少なくとも、この時点で減らすことが前提で、報告書（案）が書かれているというのは、誤解だと思います。その前提で、11項目について、どのように書くか決めたいと思いますので、御意見をいただけたらと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○市川委員 現在の義務表示事項についても、この表示一元化というタイミングで、一回リセットして見直してみませんかみたいな、そういう感覚で、皆さんか、今ある義務表示というのを、今一度、本当にこれは役に立っているのか、消費者のために役に立っているのか、事業者のために役に立っているのかと、一度検証しましょうみたいな、検討会の議論の中では、そういう話も出たかなと思います。

だから、私は、現行の義務表示についても、この一元化のタイミングというのは、見直しをかけるとてもいいタイミングだと思うんです。現状維持のままにするにせよ、1回見直す、検証してみる、本当にこれは、これから先々も必要なものなのか、義務表示というのは、何十年もかけた歴史の中で積み重ねてきたものとかありますね、当時は、その義務で当然当たり前というようなものが、本当に、今もそういう当然当たり前感覚で、このまま21世紀を突っ走っていいのかとか、そういう感覚で、この表示一元化のタイミングで1回見直してみませんか。決して減らせと強調しているわけではなくて、1回見直すと、そういう立ち位置に立つということも必要なんじゃないですかということをお伝えしたいんです。

○池戸座長 この分野というのは、今まで議論がいろいろなされてきているところで、優先順位を付けるということについては、かなり議論があります。ただ、その説明が、ちょっと明確にここで出されているかという話だと思いますので、確かに、前の方まで見ないとわからないとか、そういうのはありますね。全体を見て、どこかには書いてあるのですけれども、だから、ちょっと表現のところで。

先程課長が言われたのは、11ページの。

○増田課長 前みたいに見直しが必要であるとか、今のようにするか。

○池戸座長 その見直しが必要かという意味は、必ずしも見直しイコール修正ということではなくて、確認も含めてという、そういう表現だということですけれども、そこがこれではわかりづらいので、それを27行目のように「活用すべきである」とか、ここは、言い方としてはつきりしていますね、だから、そこら辺、どっちがいいか。

どうぞ。

○中川委員 課長がおっしゃったような趣旨なのであれば、原案のままの文章でよいのではないかと思います。

さらに言うならば、20行目の「認められてきたものであるが」ではなくて「認められてきたものである。」にして、「このことを踏まえつつ」などを入れてはどうでしょうか。そういう形でやらないと、「が」というのは、かなり強い逆説の感じがします。前後が逆接しない形の文章にするのが、今の課長の趣旨ではないかと思います。

○池戸座長 ということで、どうぞ。

○森委員 ただいまの部分は、いろいろ意見が出てきたかとは思いますけれども、基本的に、先程、池戸座長さんもおっしゃったように、27行目のところ「優先順位の考え方を活用すべきである」というのは、他の部分もいろいろ出てくるんですけれども、そういったことを考えれば、ここだけ「見直しが必要かを検討すべきである」というのは、何か変というか、やはりここも基本的には、優先順位の考え方を活用するならば、「見直しが必要である」、あるいはまさに「考え方を活用すべきである」ということになるのではないかと考えております。

○池戸座長 その他、御意見いかがですか。どうぞ。

○中川委員 今の11ページの21行目の見直しということの意味によるんだと思いますが、とりあえず1回考えてみるという意味の見直しなのか、今の制度を変更するという見直しなのか、要するに削るという意味での見直しなのか、どちらを取るかでかなりイメージが違います。

検討するということ自体はよろしいわけですね。見直しという言葉を他に変えるというのは、いかがですか。

○中村委員 消費者が心配しているのは、これによって後退するんではないかと、長年積み重ねてきて、いろいろ物すごい時間とお金と労力をかけて、現行の制度があるわけじゃないですか、それをたった一遍のちょっとした議論で後退してしまうということに対して

物すごく懸念を持っているということですね。

このことのパラグラフが、後にも響いてくるわけで、12ページ目の4行目の「不相当な」というのは、これは、ちょっと書き過ぎではないかと思うのです。4行目の「不相当なコスト上昇」、この文言として「不相当な」というのは、どうかと思います。これは、こういう報告書として、公平な報告書を出すときに「不相当な」というこの4文字は削除してもらう、コスト上昇は確かにあるんでしょうけれども、しかも、コスト上昇がどの程度コスト上昇なのかという検証を、下に書いていますけれども、きちんとした検証も必要だと思いますし、ちょっと「不相当」だけは同意できないですね。

○池戸座長 11ページに戻させていただいて、先程のところは「検討すべきである」という、むしろそっちの方が、ずっと重要な感じがするのですけれども、先程言われたように、18行目からは、ここに書いてあるというのは、本当に長い議論の積み重ねの下で認めたということを、もう少しセットで見ないということで、付けているのではないかと思います。ただ、わかりづらい、だから、先程中川委員が言われたように、そういう前提の中で、これは、27行目は「すべきである」とはっきり言ってしまっているので、そうではなくて、そういうのも含めて検討すべきかどうかというところの方が、むしろ表現はどうかなという感じがするのですけれども。

○中村委員 座長に御一任申し上げますので。

○池戸座長 では、表現はちょっと考えてみます。それいろいろな御意見が出たというのは、私も事務局も承知の上なので、基本的には優先順位、ただ、それは安易な優先順位のあれではなくて、本当に必要であるものかどうかと、これは、その都度、必要性を確認するというのは、ある意味で重要だと思います。そういうことも含めて、わかりやすいようにちょっと考えさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○池戸座長 ありがとうございます。それで、ちょっと時間になりましたので、少し遅くなってしまいましたけれども、ここで休憩を10分くらいとさせていただきまして、進めたいと思いますので、20分まで休憩ということにさせていただきます。

(休 憩)

○池戸座長 ちょっと早いですけれども、できるだけ早めに進めたいと思いますので、再開させていただきたいと思います。

もう先程言いましたように、17ページの範囲のところまで含めて、また、御意見がございましたら、お願いします。

適用範囲は、先程平山さんの方からも御説明ありましたように、ほとんど修正を加えておりませんが、改めて見ていただきまして、御意見等ございましたら、どうぞ。

○森委員 先程の11のページのところで、「優先順位の考え方を導入し」という部分については、座長に一任という形になっておりますけれども、1つ御提案ということで、こここの部分の見直しということが、中川先生もおっしゃったように、ちょっとあいまいという

か、どう受け取るかという部分がございます。そうであるならば、「優先順位の考え方を導入し、点検、検証すべきである」と、点検、検証とはつきり言ってしまうということの方が、より明確ではないかということを一応御提案しておきます。

それから、ページが飛びますけれども、17ページになります。

これは、意見というよりは、質問ということでお聞きできればと考えているのですけれども、8行目のところですけれども「以上のことを踏まえれば、インターネット販売における食品の情報提供の在り方については、専門的な検討の場を別途設け、消費者のニーズを踏まえつつ、専門家を交えて検討を重ねることが必要である」ということになっております。このインターネット販売について、この前段までの部分を見てみると、基本的に問題点はあまり書いていないのです。例えば、複数回クリックするだけで取引が完了するという特徴を有している等のインターネット販売の特徴ですとか、多様な販売実態についての記述はあるわけですけれども、現状どのような問題があるのかということは、ほとんど示されていない。

ここで、専門家を交えて検討を重ねるということが必要となっていますけれども、どのようなことを検討することになるのか、その検討の内容についてお聞かせいただければと考えています。

そのときに、どのような問題点があるのかというところから始めるということになるのか、あるいは、もう既に課題があって、そういったところからやりますということなのか、その辺、お聞かせいただければと思っております。

○増田課長 問題点として提起というのは、16ページの7行目のところで、インターネットにより販売される食品については、商品には、もちろん表示はあるけれども、画面上で、同様の表示が行われているわけでは必ずしもないということで、もうちょっと敷衍していくと、要するに、表示されている事項が買うときに確認できないと、これが問題点ということで、ここを書いております。

○森委員 あまりそこのところを質問すると、いろいろ普遍的に広がってしまいますけれども、その部分は、どこまで適用範囲を広げるかということになると、必ずしもインターネットだけではないという部分もございますね。

○神宮司消費者庁審議官 今の点ですけれども、複数回クリックするだけで取引が完了するという特徴を有しているというふうに書いていますように、インターネットの場合には、画面上の広告というものを見て、買うという決定をして申込みをして取引が完了するという過程が、画面を閉じない状態で行われるという意味において、他の通信販売とは異なる特色があるというふうに思っております。他の場合、例えば、カタログで広告物を見るといったときには、一旦カタログを閉じて、別に取引を申し込むという行為が伴いますので、その意味で、インターネットの取引の方が、例えば、店舗に行って、容器包装表示を見て、そして、買い物かごに入れるという形で取引が完結するという形で取引形態に近いかと思っております。

その観点から、当初の出発点としては、容器包装であれば提供される情報というものが、インターネットの場合には、必ずしも提供されないので、容器包装と同様の表示を義務付けたらどうかという問題提起から始まって、結果として、ただ、賞味期限という表示のように、必ずしも容器包装と同じようには義務付けられない事項もあるのではないかという指摘を、検討会で御意見いただいて、そういう部分を含めた専門的な検討ということを行うという形になった、このような議論の流れだったと整理しております。

○池戸座長 どうぞ。

○森委員 私の方から、これまでの検討会で、インターネット販売については、専門家を交えて別途検討するということを申し上げておりました。このことについては、多様の販売の実態が非常にあるということと、この検討会のメンバーにインターネットの専門家がないということで申し上げていたということで、具体的な問題点があるということで、そういうことを申し上げているのではないということで、その辺、誤解がないようにお願いできればというふうに思っております。具体的な問題というのがあまり書いていなかつたので、そのことを質問いたしました。

○池戸座長 ありがとうございました。先程の修文のところ、私自身も検証すべきであるというぐらいがいいかなと思っていましたので、先程点検や、検証という御提案がありましたけれども、それを含めて、検討させていただきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

もし、よろしければ、次の栄養の方に移らせていただきます。

それでは、事務局の方から、17ページの4番ですね、御説明をいただきたいと思います。

○平山企画官 では、私の方から後半部分、4と5につきまして御説明申し上げます。

4は、17ページ目の24行目以下でございますけれども「新たな食品表示制度における栄養表示の考え方」ということにしております。

まず「(1) 栄養表示制度の沿革」というところで、ここは制度の沿革を書いております。戦後すぐ、昭和27年に栄養改善法ができたわけでございますけれどもこれまで、その当時から、その時代、その時代の要請を受けながら見直しを行い、最近の健康増進法に至ったということをるる書いてございます。

18ページ目の11行目「(2) 健康・栄養政策における課題」では、そこにございますように、14行目、国民の健康づくり運動の方針ということで「健康日本21」がとりまとめられております。そこでは、表示の重要性について記述されておりましたが、最近、7月に、第2次の「健康日本21」がとりまとめられていて、そこでは、例えば食塩の摂取量の減少とか、脂肪の低減といったことが目標として取り上げられているということでございます。

19ページの「(3) 国際的な栄養表示制度の動向」ということでございます。8行目以下、WHO、これは平成16年でございますけれども、WHOの世界戦略というものが採択されております。それを受けまして、コーデックス委員会の方では、平成20年から栄養表示のガイドラインについて議論を進めてきたところであります。

直近の状況につきましては、前回のところでも御報告いたしましたけれども、本年の5月に行われた食品表示部会、ここでは、基本的には、栄養表示を義務とすべきという見直し案が合意されております。

その後、本年7月のコーデックス委員会の総会におきましても、この見直し案の方向というのは支持されたというところでございます。

19ページの26行目、各国の状況を書いております。御案内のとおり、アメリカは先進的に義務化をしているというところでございまして、それ以外の国々も徐々に義務化が進んでいます。最近では、昨年11月に、EUにおいて新しいルールができて、5年後に施行することになっております。このように、国際的な動向というのも検討の上で踏まえるということが必要かと思っております。

20ページ目の（4）以下でございます。ここは、前回お示しした方向感をベースにしておりますので、かいつまんで御説明申し上げます。

基本的には、8行目以下でございますけれども、栄養表示というものは、健康的な食生活を営むための基礎、言い換ればということで、中長期的な期間で栄養を管理するための目安と言えるのではないかと思っております。

14行目、他方ということで、栄養表示につきましては、それを受けとる消費者の方の御理解というのは大事なので、15行目にございますように、栄養表示に関する消費者の普及啓発が重要ということを書いております。その際、栄養表示には誤差があるということはある程度御理解をいただくということが大事かと思っております。

それから、26行目「さらに」以下でございますが、ここは、表示を付ける側の事情でございますけれども、あらかじめ数値がわからないということがありますし、表示をするためには、いろいろな準備が必要であるということも考える必要があるということを書いております。

30行目、以上のこと踏まえればとして、栄養表示の義務化については、消費者のサイド、事業者サイド双方の環境整備と表裏一体というものとして考えるべきではないかということで、次に御説明する（5）（6）のところでは、このような観点に立って、あるべき義務化の枠組み、それと、その円滑かつ速やかな導入に必要な環境整備という内容について検討するとしております。

（5）が新しい制度の枠組みというところでございますけれども、ここも基本的には方向感をベースにしてございます。

まず、21ページ目、義務化の対象でございます。（ア）対象食品につきましては、基本的には、全てということなのですけれども、一部除くものがあるのではないかということで、前回に比べますと、ミネラルウォーターとか香辛料類、これらを付け加えております。

それから、対象事業者についても、基本的には全ての事業者、ただ、やはり家族経営のような零細な事業者については対象から除くということも考えてみてはどうかとしております。

(ウ) の対象成分でございますけれども、これにつきましては、基本的に義務化の施行までに議論していきましょうということにしております。

ただ、コーデックスでも基本5成分の他に、飽和脂肪酸、糖類も位置付けられてございますので、こういったものを含めて幅広い検討というものも必要としております。

21ページ目の「イ 表示の方法」でございますけれども、まず「(ア) 表示値の設定」ということで、これもこれまでの検討会で御説明しておりますように、例えば、35行目、誤差の許容範囲に縛られない計算値方法の導入ということとか、あと、一定の場合の誤差の許容範囲の拡大、あと、幅表示の活用ということで、表示のしやすい環境をつくるというのも大事かなと思っております。

22ページ目、表示の媒体でございます。ここでは、基本的に大事な成分、栄養摂取状況とか、疾病状況を踏まえると、重要な成分があるだろうということでございますので、それらについては、基本的にパッケージに書いていただく。その他の成分については、他の媒体を使えば、一定程度パッケージの表示が省略できるということ、そういったことも含めて幅広く検討するということが必要ではないかとしております。

(6) が環境整備でございます。今、申し上げた枠組みによる義務化の前に環境整備に取り組むということで、栄養表示の充実、拡大ということを図ってはどうかとしております。まず、22ページの23行目、アでございますけれども、現行制度の下での栄養表示の拡大ということで、(ア) は、新しい表示方法の導入と事業者への働きかけということで、先程申し上げた計算値方式等を前倒しで導入する、そのための表示基準の改正を速やかに行うということとした上で、そういうものを使いながら事業者の皆さんに表示をする食品を拡大していただくとか、あるいは、表示する成分の拡大に取り組んでいただいてはどうかということです。

(イ) は、普及啓発ということでございまして、より多くの消費者の方に栄養表示について御理解いただくということで、23ページの4行目にございますように、関係する内閣府なり厚生労働省なりと連携しながら普及啓発や、認識醸成のための環境づくりを進めではどうかとしております。

イでございますけれども、表示が行えるようにするための支援ということで、9行目でございますように、食品標準成分表がございます。それ以外にも、民間においてもいろいろデータベース、それから計算ソフト、いろいろな支援ツールがあるということでございますので、公的なデータベースの整備ということと併せて、こういった支援ツールの充実ということによって表示をする環境というのも整備してはどうかとしております。

「(7) 義務化の導入の時期」でございますけれども、21行目にございますように、新法の施行後、おおむね5年以内を目指しながら(6)の事業者の取組状況を踏まえながら決定してはどうかとしております。

24行目、義務化の導入に先立ちましては、栄養表示の推奨に取り組むとともに、いろいろな問題点が見えてくると思いますので、そういう問題点が見えたときに、少しづつ改善

をしていくことが適當とまとめております。

以上が4でございまして、続いて、23ページ目の29行目以下の「5 終わりに」でございます。

まず、31行目以下では、これまで御議論いただいて、おおむね基本的な考え方という方向性は出たのではないかということでございますので、そういった方向性に沿って、新法の立案作業に着手するということが適當というふうにしております。

36行目、新しい表示制度、これは基本的に、今、ここで書かれているような考え方へ従って検討していくということですけれども、以下に掲げる事項につきましては、現行の表示制度における枠組みの下での方針を維持しつつ、その在り方というものについては、今後の検討課題として、さらに検討を行うということとしております。

(1)から(3)までございまして、(1)、これは加工食品の原料原産地表示でございます。これまで、るる御議論いただいたところでございます。特に、我々の方から品質の差異の観点にとどまらない、いろいろな御提案をさせていただいたというところでございますけれども、なかなかコンセンサスが得られるというところまで至っていないのかなと思っておりますので、この事項につきましては、食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項ということとして位置付けてはどうかとしております。

それから、中食、外食、インターネット販売の取扱いでございますけれども、これは、3のところで書いてございますけれども、専門的な検討の場を別途設け、引き続き、検討するということにしております。

「(3) その他の個別の表示事項」でございますけれども、特に遺伝子組換え表示、これは、パブコメの中で御意見が多かったということもございますので、これも(1)原料原産地表示と同じような位置付けの課題としてはどうかとしております。

御議論の程、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございました。ということで、まずは栄養表示の関係で御意見等をいただきたいと思います。

上谷委員、お願いします。

○上谷委員 17ページでございます。31行目です。制定当時は、戦後復興期における国民の食事内容が穀物に偏った栄養的に乏しいものであったことからとなっていますが、これは、国民の食生活は、栄養の知識及び栄養不足による乏しいものであったことから、国民の栄養摂取状況を改善するため、食品にビタミンやミネラルではなくて、たんぱくやミネラルを強化する必要があったと、これは、私ども一番古い食生活の団体ですので、そういう経過の中で、そのような状況があったということは、ちゃんと歴史に残っております。

その後、肥満や生活習慣病の増加、その前に、貧血・肥満と入れてほしいと思います。

それから、18ページの2行目です。国民の健康志向が高まり、栄養成分の補給を訴求するとなっていますが、栄養成分の表示により、むしろ低糖や低カロリーという形につない

でほしいと。この経過が、第2次、第3次の国民健康づくりの経過の中に、貧血・肥満という形で国の方も書いておりますので、そのような訂正をお願いしたいと希望します。

○池戸座長 ありがとうございます。その他、どうぞ。

○迫委員 まず、健康・栄養施策における課題というところの中で、「健康日本21」の中から、今回、食塩の問題、食塩や脂肪の低減に取り組む食品という、その取組の企業等の数値というところを目標値として挙げていただいているのですが、前回の計画に引き続いて、適正体重を維持している者の割合が挙げられております。これは、肥満と低体重、ライフステージ別では、子どもから高齢者まで、全て関わってくる問題で、ベースラインの数字として挙げておいていただく方がいいと思うところでございます。

それから、次に、21ページ、対象事業者のところ、ここがいろいろな家内工業とか、小規模なところへの配慮等々もあるかと思いますけれども、やはりここでは、全ての事業者を対象としていただくということで、これは、結果として、栄養表示そのものが義務化されていれば、最終的には、全ての事業者がやらざるを得なくなっていくという環境に到達するであろうと、そういうことであれば、中小の事業者、小規模であっても、それができるような形ができるだけ考えていくことがスタートの段階で重要なのではないかと、そういう意味で、この書きぶりというのは、大変ありがたいなと思っているところでございます。

対象とする栄養成分というところの、21ページの19行目以下ですけれども、このところで、先送りのような書きぶりになってしまっている、実際の義務化施行までに対象成分を決めることが適當であると。

この検討会の中で、議論していた内容、または、そこ的一般表示項目、それをベースにしながら議論していた内容は、書き込んでいただくことが必要なのではないかと思っております。

この19から21行目では、何も決まらなかったというふうな感じに、逆に受けとめてしまうのではないかというところが気になっております。

さらに、表示値の設定というところで、34行目です。現行の誤差の許容範囲に縛られない計算方式の導入の部分ですけれども、現行でも一定値の表示という日本食品標準成分表等に基づく一定値の表示というところは認められています。それを不適正表示か否かというふうに判断するときに、分析値という全く違うものと比較をすることになっている、そのところの問題点が、もう少し明確になるような書きぶりの方が、もう少しあわかりやすくなるのではないかと、このところが、ちょっと文字を省略し過ぎているのではないかという感じがしております。

そういう意味で、計算値という言葉を、この検討会の中では、かなり使っておりましたけれども、そこは、やはり改めて日本食品標準成分表に基づく計算値というところを明確にしておくことが、この報告書の中では必要なのではないかと思っております。

次の22ページ、表示媒体のところです。特に、11行目のところ、基本的な項目について

は、必要な栄養成分を容器包装に表示し、ここはいいのですが、その他の成分について、虚偽表示防止の観点、そういうふうなところで省略可能というところへつながっていくわけなのですけれども、例えば、虚偽表示の防止というのは、具体的に考えていったときに、低カロリーであるとか、カルシウムを付加しているとか、そういう強調表示の部分で虚偽表示ということが表れてくるのではないか。

そうしていったときに、それを省略しまって、容器包装表示している強調表示部分に対して、その裏付けデータの表示を省略しまっていいのかどうかというところが気になっておりまして、これは、今後の議論の中で、検討していくことになるかと思いますが、容器包装からの省略は望ましくないと思っております。

それから、23ページ、円滑に栄養表示が行えるようにするための支援というところで、公的データベースの整備というところが、従来からも議論されてきたところでございます。この公的データベースの整備というのは非常に重要なことでありますけれども、単にデータベースの整備ではなくて、公的データベースの整備といったときに、やはりそこのデータの検証をどうするのかが非常に重要になってこようかと思います。

そうしていきますと、やはり日本食品標準成分表の中にきちんと取り込まれていくようなデータベースとして質の高いものを集めた上で、国としてきちんと検証していくという、そういう仕組みの部分も含めて、この公的データベースという言葉を使っていく必要があるのではないかと思っております。

とりあえず、以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございました。その他、どうぞ。

○丸山委員 22ページの（イ）表示媒体のところです。かなりもって回ったような言い方がされているので、他のところと比べてすごくわかりづらい印象を持っているということと、それから、5行目から7行目のところというのが、言いたいこととの関係でいうと、これがあるがゆえに、ますますわかりづらくなっているんではないかと思います。

ここでいっている、この3行というのは、おそらく、例えば、実測値と表示されている数値との差があるけれども、それについては、例えば1年だとか、1か月だとか、そういう中で見れば、平準化されているから、そんなに違いはないんだという、その数値の大きな数値の違いがあることについて、そんなに目くじらを立てる必要はないんだということを言っているような感じがするんですけども、それと、その表示の媒体のところについては、意味がないので、関連がないので、これは要らないんではないかというふうに思うということが1つあります。

それから、8行目からの後の表現ですが、食品一般に広く含有されている栄養成分のうち、我が国の栄養摂取状況や疾病の状況を踏まえて、特に消費者の健康に栄養を与える重要な栄養成分、そして、続いて十分に検討した上で容器包装に表示することが必要な栄養成分を容器包装に表示しというふうになると、消費者の健康に影響を、実際の栄養摂取、病気の状況だとかということも含めて見たときに、重要な栄養成分があると、では、

それについて容器包装に表示すべきものと、それから、容器包装には表示しなくてもいいものが重要なだけれどもあると書いてあるように見えるんですけども、そういうことを言っているんでしょうかということ。

それから、そもそもの表示で言えば、まず、基本的には、容器包装のところに、ちゃんと表示がされているというのが、あくまでも原則であって、そういうときに、13行目に書いてあるような、他の媒体を用いた情報提供を行えば、容器包装への表示の省略が可能とする方法等という形で例示をされてしまうと、ちょっと違うのではないかと思うのです。詳細な栄養表示をするんであれば、まず、きちんと容器包装の方でしておいて、さらに他の媒体を活用してということはあり得るだろうと思いますけれども、他の媒体の方を活用するから、容器包装への表示を省略というのも、選択肢としてあるというふうにしてしまうと、そもそも表示というのは、基本的には、商品にくつづいている容器包装に表示をするという原則から外れてしまうし、それは、大きな物の考え方の変更にもなると思いますので、その辺のところについては、表現の仕方について、もう少し御検討いただければと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。市川委員、どうぞ。

○市川委員 ありがとうございます。この新たな食品表示制度における栄養表示の考え方という、4の全体に対しての意見を1点と、あと、2点追加で述べたいと思います。

栄養表示というのは、健康維持、それから健康増進のための国の政策の1つであると認識しています。

栄養表示だけで、国民の健康増進に資する、それだけで完結するという話ではなく、あくまでもいろんな選択肢がある中の1つだという認識です。義務表示化することは、執行体制を整えたり、いろいろ規制をかけていかなければいけないという意味において、行政のやらなければいけない仕事が増えるということです。

それで、栄養表示というのは、先程も述べたように、いろんな手立ての1つでしかないわけですから、どこまでの行政としてのコストを、お金の話ばかりで恐縮なのですが、本当に義務化をすることがあるべき姿なのか、私は疑問です。

規制ありきではなくて、22ページの(6)の環境整備という言葉が出てきていますけれども、栄養表示については、まず、環境整備だろうと思います。

消費者庁として消費者の自立の支援だとか、事業者の自主的な取組を、そういうことこそメインの柱にして、栄養表示というのは取り組んでいくべきだろうと、私は思います。

そういう意味において、22ページの(6)の環境整備というところでも、義務化を図るというのではなくて、是非、環境整備こそをまずやるべきだという書きぶりに修正をしていただきたいと思います。

2点目、同じく22ページの「ア 現行制度の下での栄養表示の拡大」のところの「(イ) 消費者等への普及啓発の推進と認識醸成の環境作り」というところで、私は書き足りないと思うところがあるので、書いていただきたい点を述べます。これは、栄養表示

のところで、この検討会でもお話ししたことですが、消費者にとって確かに知りたい表示ですが、現実、あまり活用されていない表示だということです。以前の検討会の中でも述べましたが、いつも参考にして選ぶ人は全体の4%しかいません。今、活用されていないというこの現実をどうしていくのかという環境整備、将来的に義務化するのであれば、こういう環境整備なしに義務化ありきはあり得ないだろうと、私の中では思っています。

それに付随して、次の23ページの「(7) 義務化導入の時期」についてですけれども、このところ、22行目「(6) による事業者の取組状況を踏まえ」と書いてありますけれども、私は、事業者の取組状況以前に環境整備、まさにこれこそを踏まえた上で決定すべきことだろうと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。どうぞ。

○上谷委員 今、市川委員の方がおっしゃったのですけれども、私は、全く逆の立場なのです。というのは、義務化と並行して環境整備を進めることが適當ではないかと思います。ただし、義務化の範囲と、任意対象範囲というものを若干決めると、現在80%くらいの表示という現実であれば考えられるんではないかと思います。

また、コーデックスの食品表示の部分でも、そのような表示しなくていいような部分というのもうたわれておりますし、そのようなものをやはり日本においても適用する部分があってもいいのかなと思います。

また、義務化を行う場合には、やはり栄養成分表示のガイドブックを作成して、義務化の範囲の部分、それから、任意の部分という区分けをすれば、記載の統一化や記載の順等の指導を含めながら、これが実現できるのではないかと思います。

また、義務化について、環境整備が先だというお話でしたが、現在「健康日本21」の見直しの段階で、第2次の取組においては、厚生労働省においては生活習慣病の発病予防と重症化予防というものが取り上げられまして、高血圧に起因する死亡率が30%以上占めているわけですね。その誘因たるもののが食塩摂取ということから、10gから8gに訂正されたわけなんですね。そのようなことから記載をするということをし、そして、活用されていない現実は、活用するように啓発普及していくということが、とても、今後の医療費の軽減並びに死亡率の軽減につながっていくのではないかと思っております。

以上です。

○池戸座長 どうぞ。

○迫委員 上谷委員の意見の賛同するものでございます。それから、少し付け加えをさせていただこうと思います。

この食品表示そのものが、全体の目的とか、今までの議論の中でもありましたけれども、従前から生鮮食品については、ある程度、その内容については理解できている。加工食品については、事業者からの情報提供がない限り、その内容を理解することは、なかなか難しい状況にある。

そういう中で、加工食品に対する情報提供としての栄養成分表示は、国民の健康づくり、または健康保持増進に対して非常に重要なものであると。ここも従前からお話をさせていただいておりますし、合意しているところではないかと思っております。

そういう中で、いわゆる情報提供の在り方と環境整備の部分をどう優先するのかとか、そういうところは、先程上谷委員がおっしゃっていただいたように、並行して本来やっていくべきことでしょうし、実際に活用されていない、栄養成分表示が活用されていないとすれば、それは、実際に手に取って購入するときに比較対照することができないという事実があるから活用されにくく、そういう意味では、環境整備と義務化による情報提供を同時進行でやっていかなければ、これはいつまで経っても活用されない表示のままでいつてしまうであろうと。

その結果、どういうことが起こってくるかということでいえば、先程の生活習慣病の問題が1点。

それから、もう一点危惧しているものとしては、若い世代の中で、やせの問題と肥満の問題、さらに特に男の子の肥満の問題、それから、新生児の低体重出生児の問題、親の世代のエネルギーの摂取状況が、次の世代に確実に影響してきている現状、これに対して、食品表示による情報提供を適正に行うことによって、それを活用してもらうことによって、そういうものが防止していく、これは国の施策としては非常に重要なものですし、食品表示を通じてできることとして大きな意味を持っているところだと思っております。

その意味で、生活習慣病だけではなく、次の世代に対する対策としても非常に重要なことで、この環境整備と義務化による情報提供を同時進行でやっていくということが非常に重要だらうと思っております。

以上です。

○池戸座長 どうぞ。

○二瓶委員 前回までに申し上げたことと全くかぶってしまうのですけれども、栄養成分に関する情報提供は、ますます重要になっているというのは、全く異論のないところで、現状、話に出ているように、事業者における任意表示というのは、かなり増えてきているのは事実ですし、したがって、任意表示で進めている中で、表示値と実測値、分析値の乖離に悩んでいるというのも事実なわけです。ですから、栄養表示をすればいいとか、計算値、表示値、つじつまが合っていればいいというものでもないと思うのです。義務表示と制度的に義務だとなれば、その表示内容のエビデンスを確保する、つまり立証責任が伴うということになりますし、単なる表示がされていれば、それが消費者にとって信頼される情報足り得るのかという疑問がありますし、そういう意味でいうと、市川委員がおっしゃったように、まず、今、任意表示をやっている事業者は増えていますけれども、その実態がどうなっていて、どんな問題を抱えているのかとか、それから、他の表示事項もそうだったんですけども、現状についてちゃんと把握されていないという出発点から、そもそも問題ありだというふうに思いますし、そういう意味でいうと、環境整備については、そ

のとおりであって、これは、我々も是非積極的にやっていきたいと思っていますので、消費者の理解を得て、あるいは事業者が主体となって、行政の支援も受けながら、積極的に要請に関わる情報提供をさらに推進していくと、一層推進していくという中で、表示根拠の求め方、必要なデータ整備、適正表示を推進する、各事業者の体制づくりとか、こういったことを進めて、その中身の分析、問題点把握、実証を重ねて、それより正確で有益な栄養表示の義務制度につなげていくというのが、正しい段取りではないかと思っていますので、手順が違う、変えれば、事務局の提案なさっているのは、ほぼ私はいいのだろうと思うのですけれども、そういう考え方でいかがでしょうか。

○池戸座長 どうぞ。

○堀江委員 栄養表示は、今、任意で随分、容器包装なりでされています。それをやはり見て、実際に活用しているという人も結構、4%とおっしゃいましたけれども、もう少し数値が上がるんではないかと思います。

本当に生活習慣病予防の点から考えても大変大事なことですし、これからちゃんと学校の教育としてもやっていかなければいけないのではないかと思います。学校の教育の中で、家庭科の授業がすごく減っているんですね。そういうことの環境整備も必要かと思います。

それから、先程丸山委員がおっしゃったように、22ページの11から13のところですか、12ですか、容器包装に書くというのが、やはり前提だと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○森委員 先程二瓶委員からもお話がありましたように、事業者にとって環境整備というのは、非常に重要であると。

栄養表示を進めるためには、事業者の方に目を向けていただければ、少なくとも現在、二瓶委員もおっしゃったように、任意で随分表示の努力をしてきております。しかし、これが義務化ということになりますと、もう一段ステージが上がるところではなくて、御配慮をいただいているけれども、全ての事業者対象ということになるのと同時に、全ての加工食品ということになりますので、問題がかなり変わってくるということがございます。

そういった意味からいいますと、やはり、事業者ができるということ、この前にも申し上げましたように、事業者が自信を持つためには、環境整備は、もう先行してやっていたくというのが必要ではないかと考えてございます。

例えば、22ページの18行にございますけれども、「一定程度の猶予期間を設けた上で（5）の枠組みによる義務化を図ることとする」というふうになっておりますけれども、必要な環境整備に取り組むことが、二瓶委員もおっしゃったように、やはり先決ではないかと。

そこで、この「義務化を図る」部分というのは、「義務化を検討する」ということに修正いただいて、こここの文章を「一定程度の猶予期間を設けた上で（5）の枠組みによる義務化を検討することとするが」というような表現にしていただけたらと考えてございます。

もう一点、関連がございますけれども、23ページの21行目の後ろの方でございますけれ

ども、「新法の施行後概ね5年以内を目指しつつ（6）による事業者の取組状況を踏まえ決定することが適當である」となっておりますけれども、（6）の環境整備の全体、単に事業者の取組状況だけではなくて、先程からも出ていますように、公的なデータベースの整備と行政サイドの取組状況、これは、単に消費者庁さんだけではないということで、関係省庁もあると思いますので、含めて。さらに栄養表示が食生活全体の中でとらえられ、活用できるように消費者等へのさらなる普及啓発や認識醸成の環境づくり等の取組状況等の環境整備が整っていると、そこまで含めて、環境整備をしていただく必要があるのではないかと考えています。

したがいまして、事業者の取組状況の部分を環境整備の状況に修正いただきて、この文章を（6）による環境整備の状況を踏まえ、改めて決定することが適當であるというよう修正いただければと考えております。

○池戸座長 どうぞ。

○中村委員 21ページに一般表示事項の5成分であれば、20%以内というようにお書きになっているわけですが、実際からいうと、もう少し許容誤差というのを狭めてほしいなと思うんです。

例えば、前回は、食塩相当量の表示というのが喫緊の課題であると申し上げたんですが、今の若い人たちの食生活を考えると、特にエネルギーですが、これは、炭水化物を現在引き算で全体から求めている。その特定方法等についても問題があって、正確にそのエネルギーが算出されていないというようなこともあるのではないかと思います。

実際に、今、19から29歳くらいの男性、女性が、何年間かの統計を見ると、体重が低くなるということになっていて、それは、先程来おっしゃっておられるように、次世代に対しては大変な心配事項でもあるわけです。

そういう意味からいうと、できるだけ幅を狭めてもらって、しかも早いうちに表示の義務化をしてほしいと。

しかし、一方では、専門家も交えたところで、データベースについては、できるだけ正確なものにしていってほしいなと。今のデータベースに出ている値については、今、申し上げたような測定方法の問題もあって、必ずしも正確ではないので、いい結果につながってはいないのではないかという心配事項があるということで、義務化と専門家による整備ということについて並行してほしいと思います。

○池戸座長 先程の義務化を前提とした考え方について、どうぞ。

○迫委員 今、中村委員がおっしゃったように、表示の義務化については、やはりここできちんとうたっておくべきだろうと思います。

そういう中で、環境整備と表示の義務化の実施時期について、これを一定の猶予期間の中で推進していくと事務局の方で提案していただいておりますし、しかも、それに5年程度の猶予期間というかなり長期のものを見込んでおります。

5年経って環境整備ができないものは、もうできないだろうと逆に思うもので、5年も

あるのに環境整備ができないとすれば、それは何なのか、その問題点を逆にもっと早く出してもらうべきだろうと思います。それを早期に出していただいたことによって、よりよい環境整備または対応ができるのではないかということで、事務局の御提案どおり、5年間の猶予期間の中で、結果として5年後に義務化が進んでいくという形で動かしていただくのが望ましいと思います。

それについて、事業者の方々は、最大限の御努力をお願いしたいと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○上谷委員 外食関係の事業者の方からの御心配というのもあると思うんですが、この中で、私、先程申し上げたように、任意対象という形の枠を決めると、若干幅がゆっくりになるのかなという思いがいたします。

それで、先程20%枠云々という形がありましたけれども、やはり、これは消費者と事業者の信頼関係の中で成り立っていくと、全てが、そのように考えております。

ですから、先程ありました、22ページの16行目の栄養表示の義務化に向けての環境整備の中に、猶予期間を持つというところの内容に、消費者庁の支援というものが書き添えられれば、ある程度、どういう支援が必要になるかということを、ここに書いていただければいいのかなと思います。

それから、22ページの35行目の消費者等への普及啓発の推進と認識醸成の環境づくりというところの、次の23ページにつながるのですが、こここのところは、栄養バランスという形が書いているということは、多分、食生活指針というものの延長線上に書いてあると思います。

その中を考えますと、4行目に内閣府や厚生労働省と連携しつつと書いてあるのですが、それであれば、農林水産省、それと文部科学省という、例えば、文部科学省は、日本の食料調整全てやってますし、学校は消費者教育というのも子どもたちのときから教える必要があるんではないかと思います。

そのようなことを考えると、消費者等への普及啓発というものをある程度小さいときからの教育を含めながら確立していくけば、あまり必要ないと思った義務の表示、栄養表示も皆さん気にしながら生活していくということになるのではないかと思っています。

ですから、ここで一番問題になるのは、中食と外食、それと対面販売、これをどうするかという問題がきっと引きずっといくのだろうなと思っておりますが、できるところからやっていく、それ以外は、ある意味では、任意対象という形でやっていったら、努力をしていくという方向でしていったらどうだろうと思っております。

以上です。

○池戸座長 今、言われた任意対象というのは、中食とか外食のことを言われていますか。

○上谷委員 それも含めてですね。大きい企業もありますし、小さい企業もありますので、全てが同じように整うということはあり得ないと思いますので、今、8割くらいやっていらっしゃるということは、あと2割がどの対象かは別としまして、その方々が、少しでも

それに近づける、そういう、うちはまだ不可能だというところであれば、任意に向かってやっていくという方向でやつたらどうだろうと思っています。それで、あまりくくりを強くすると、なかなかそれが届かないのかなと思っております。

○池戸座長 わかりました。具体的にどういうところかという話ではないわけですね。

○上谷委員 そうです。

○池戸座長 その他、どうでしょうか。どうぞ。

○森田委員 栄養成分表示のところが、かなり長い文章で、全体を占める割合が多く、このところがすごくマニアックな感じでまとめられていました。しかし、ずっと読んでいて思ったのは、栄養表示の沿革、それから課題、国際的な状況、これだけ書き込んでいるというのは、やはり栄養成分表示の義務化の背景ということを、これだけ必要だという世の中の情勢を書いていると理解しています。

ですから、ちょっとここのところは、マニアックな感じはするんですけども、この前提がある上で、やはり、後半の義務化ということで支持をするものです。

それから、前半のところで、言葉ですが、例えば、N C Dという言葉が出てきて、これは「はじめに」のところにも、非伝染性疾患という話が出てくるのですが、「はじめに」のところも引っかかったのですが、どこかでこれを説明するか、生活習慣病のような、そういうものであるということを、何らかの説明をお願いします。いきなりこういう言葉が出てくると、やはりわかりにくい報告書という感じもしますので、そういうところも配慮していただければと思います。

○池戸座長 鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 まず、環境整備が義務化ということで、これまでも随分議論してきたと思います。

私の意見としては、これまでいろいろ国際的な動向もしくは国内で、今、置かれている整備の状況を含めていう、もしくはこの検討会の中で、多くの委員が、特に健康に関わる重要な視点であるということで、栄養表示が重要であるということについては、合意できていると思いますので、その点からすると、やはり栄養表示、今回5年と書いていますが、普通、行政で、新しい施策を決定する際、5年もかけて決めるという法律は、多分、行政サイドの皆さん方は代わってしまいますので、そのような長期の設定はやらないと思うのですね。それを5年というのは、かなりそういう面では環境整備を含めてということを慎重に考えていることであり、決意を新たに消費者庁がされていると思いますので、そういう面では5年先の義務化に向けてということで、私は、その点を支持したいと思います。

それから、先程、森田委員からもありましたけれども、私もこの文章全体を読んで、やはりここがすごく重きを置いていて、これだけの文章を書いていると、やはりそれなりに内容が、削ることも、なかなかこの時点では難しいと思います。一部認識といいますか、例えば、栄養表示の誤差のところを誤差、誤差と書いているのですけれども、これは、誤差ではなくてエラーなので、ですから、その辺は表現を修正していただければというふう

に思うのが 1 点です。

それから、5 年の中でいろいろ決めることなのでしょうけれども、栄養表示の対象成分をあらかじめ決定して、その後、変更は容易ではないということが書かれています。この件については、栄養成分表示の検討会でも、現行の国民栄養調査の再解析を実施しており、そのとき佐々木委員を含む 2 人の専門家から重要なこととして、そのときにはナトリウムということで、たしか出ていたと思いますから、そういう趣旨からすると、ここは硬直的になるということではなくて、もう既に実施した栄養成分表示検討会でも出されていることも踏まえた形で書いていただく方が、私はいいというふうに思っております。

あと、他のところで、多分、事業者の働きかけとか、いろんなことがあって、やはりこれらの文章に主語がないのです。消費者庁はと書いていただければ、多分、事業者の方も環境整備もして、これだけ支援してくれるのだなということもあると思いますから、その辺は、きちんと主語を書いていただければというふうに思っています。

今のところ、気づいたところは、赤で修正を入れておりますので、後で、事務局の方で検討をいただければと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。どうぞ。

○森委員 少し細かいことになるかもしれませんけれども、21 ページの 6 行目でございます。

このところに、対象食品について、例外事項が書いてございます。「例えば、年間の販売個数が一定数以下の食品」という表現が出ておりますけれども、これは前回も実はお聞きしているのですけれども、この年間の販売個数というのが、企業ごとの販売個数のことと意味しているのか、あるいは国内全体での商品の販売個数のことか、販売個数というのは、基本的に毎年変化するわけですね。

ですから、そういう意味からいうと、一定数以下の販売個数の基準、判断基準というか、それはどのように考えておられるのかということが 1 つございます。

それと、ここの栄養表示の最初の方にコーデックス委員会のところがございますが、そこでは「栄養あるいは食事上重要でない食品または小包装の食品等の食品は表示義務の対象外としてもよい」と、そういった省略規定があって、そのとの関係は、どのようにお考えになったのか、これは、できれば明確に書いておいていただいた方がよろしいのかなと考えてございます。

○池戸座長 どうぞ。

○山根委員 皆さん、意見をおっしゃったのでと思いまして、先送りにしないで、この時期にしっかり義務化の方向を決めていただきたいと思っています。

いろんなところに十分に検討すべき、幅広く検討すべきということが出てきますけれども、あまり時間をかけずに義務化に向けて進めていただきて、できれば、5 年と言わずに、もっと早くにできればいいと思っています。

以上です。

○池戸座長 どうぞ。

○福嶋消費者庁長官 私、今週ずっと、今朝まで東電の問題をやっていて、ほとんど寝ていないので、あまり頭が回っていないのを、ちょっと最初に言い訳してからお話ししますが、私は、市川委員の健康づくりというのは、いろんな政策でやるもので、コストをどこにどうかけていくかというのは、ちゃんと見ないといけないのは、そのとおりだと思うんですね。本当にそのとおりだと思うのですが、ただ、全体の財源を各分野にどう投資していくってというところからここで議論して、義務化をするか、しないかという結論を出すというのは、この場の議論としては難し過ぎると思うのです。だから、とにかくやっていこうということで、義務化も環境整備も両方やるのだということは、皆さん共通されていると思うのです。

これは、この問題に限らず、一般論として、AとBを両方やらないといけないというときに、いや、Bをやるためにには、まずAをやってからじゃないとやれないということをいうと、心配になるのは、結局、Bが先送りになってしまいのではないか、Aはやらなければいけないので、Bが先送りになってしまいのではないかという心配が出てくるのです。

逆にAとBを同時にやるのだというときに、Bをやりたい人が実際に多いときは、AとBを同時にやりますといいつつ、結局、Aはなおざりになってしまいという心配があるわけです。

だから、ここで消費者庁からのお願いとしては、やはり一緒にやりたいと、ただ、そうだとすると、AとBと一緒にやるというときに、Aがおざなりになってしまい心配があるので、あまり思いつきで言ってはいけないのですが、もう少しAの記述を、つまり環境整備をやるという記述をもうちょっときちんと深堀りといいますか、迫力もって書く。そのためには主語をということも1つだと思いますし、ただ、逃げるわけでは全然ないですが、全部、消費者庁が主語でもないのかもしれないとは思いますが、あるいは、今の課題では、本当に使っている、それを利用している人が少ないじゃないかということをもうちょっと迫力もって書く、かなり厳しい指摘をしておくというようなことで、本当に一緒にやるということを書けたらいいのではないかと。そういうことで皆さん御理解をいただけたらとありがたいと思っております。

○池戸座長 どうぞ。

○神宮司消費者庁審議官 少し補足をいたします。御質問となっているかなと思うところについてお答えしたいと思います。

栄養表示が活用されていないのではないかという点についてのお話でございますけれども、「はじめに」のところに書きましたのは、食品表示の必要性というのは、必ずしも購入時ということに限らず、摂取時までにおける必要性ということもあるということが特色だということでございます。

したがいまして、例えば、アイスクリームを買うときに、買うときには、夢中になって

しまってアイスクリームしか目に入らないで買ってしまったということでも、例えば、キロカロリーがどのくらいのものだったかということを確認するということは食べてしまってからでも、意味のないことではないわけでございまして、次の食品を摂るときに、それは役に立つというところがございます。

したがいまして、活用されていないということが、商品の購入時においてということだけであるとすれば、栄養表示の役割というものを少し過小評価することになるのではないかと思っております。

「はじめに」におきまして書きました部分は、栄養表示における、そういう役割も想定して書いているものでございます。

他方、購入時でなくても、栄養表示には意味があるということであれば、栄養成分表示に関する情報というのは、常に購入時に提供されなければならないかというと、購入時以外の機会に提供されるということも重要であろうということでございます。

丸山委員の方から、御疑問をいただきましたけれども、22ページのところの（2）のところで書いておりますのは、その意味では、容器包装というものに表示するということに拘泥しないということによって、むしろより多くの栄養成分に関する情報提供というものが、事業者の方から行われるようにするということも重要ではないかという趣旨で書いているものでございます。

5行目から7行目の3行を書いております趣旨というのは、別に一食摂ったからということで、直ちに何か問題があるようなものではないというのが栄養表示でございますので、むしろ、事後的に栄養表示を確認するということでも意味のある部分がありますので、栄養表示についてだけは、食品表示というのは容器包装に書くものというふうに固定観念的に考えないでやってもよいのではないかという趣旨で、22ページの（2）のところに記述しました。

それから、義務化か環境整備かということについては、長官の方から申し上げましたので、私の方は、単に技術的なことだけ申し上げますけれども、アメリカで栄養表示が導入されたときの状況等を見ますと、やはり施行期間までの期間というものは、多く取った方が、特にラベルの廃棄というものが減るという意味において、コストは低下するというようなことが言われていたようでございます。

その点から言えば、猶予期間を長くとるということは、無用なラベル廃棄というものを減らすという意味においては意味があるだろうということでございます。それと同時に、義務化ということが、全体としては明確になっていて、その上での猶予期間ということではないと、事業者側の方としては、その猶予期間の間に新しいラベルを用意しておくということが逆にしにくくなるわけでございます。もしかすると、義務化が実施されないかもしれないと思っていると、現行のラベルを続けてしまうということもあるということでございます。

したがって、義務化という目標をきっちり決めて、それに向けて余裕のある猶予期間を

設けて、その間に環境整備をするということは、そういった意味では、無駄なラベルの廃棄を防ぐといったような意味で、事業者側のコストを低減させるということの上でも意義があることであるという趣旨で、このような記述をしているところでございます。

○増田課長 森委員から御質問があった、21ページの対象食品のところの年間の販売個数の話ですが、ここで書いてあるのは、企業等ではございません。この商品について、例えば、販売個数が年間でいくら以下であれば、そういったものは消費される範囲も少ないということと、コストが本当に吸収できるかという問題もありますので、そういったものは、除外するというようなことを考えていくということを念頭に置いて書いてあります。

おっしゃるとおり、具体的に年間の個数をどうやって調べるのかというようなことは、技術的には、もっと詰める必要があるかと思いますし、超えるかもしれないと思ったら付けてくださいということなのかなとも思いますけれども、いずれ、販売個数をどうするかとか、考え方をどうするかというのは、今後技術的に詰める必要があると思います。

○池戸座長 主な御意見は、かなり出たような感じがしますが、この栄養問題というのは、先程どなたが言われたように、単に表示だけの問題ではなくて、国民全体が取り組む中での一環だと思います。

この原案は、先程から出ていますように、義務化を前提として、ただし、実行可能性という観点からしたときに、対象者を、どこを除外するか、あるいは環境整備の中身とか進め方をどうするかとか、あと、そういう状況を踏まえて、導入時期を決めると、そういう前提で書かれておりますので、私は別に座長だからどっちに付くというわけではないんですが、この原案という観点からいけば、むしろ、今、言われた環境整備とか時期とか、対象除外とか、そういったところをどうやってやれば、これはあくまでも原則ですが、原則5年というところでやれるかという議論で進めていけたらという感じでいますけれども、こういう形でどうでしょうか。

それで、今日はもう時間がかなり過ぎていますので、今日いただいた意見も中に反映させていただきまして、あと「終わりに」のところも残っておりますから、また、お手数ですけれども、次回に議論を続けさせていただけたらと思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○池戸座長 あと、事務局の方で、今、お話しするべきことはございますでしょうか。何かお願いとかございますか。

次回は。

○平山企画官 まずは、日程調整をさせていただきたいと思います。

○池戸座長 では、日程調整を、今日、いろいろな御意見をいただきまして、修正のところが、まだ、事務局として確認しなければいけない部分もあるのではないかと思いますので、それを見て、早目に御連絡を。

○鬼武委員 できたら、修文したものはきちんとできて、それで終わりのものもできて、

それを事前に、今回も2日か3日前で、結構、我々も見るのも、本当に夜とか見るのは大変なので、少し時間的な余裕がほしいということがあります。ですから、次回が、今回から直近してまた何日か後になると、また、他の委員会とかにも影響するでしょうから、十分取ってもらって、今回の分の修正してもらうのが1つ、それを事前できれば、せめて5日から1週間前にもらえれば、我々も最終案のときには修文できるし、公表できると、私は希望します。

○池戸座長 どうぞ。

○中村委員 次回は、本当の最後の最後だと思いますので、是非とも概要として、例えば、こんな施行令とか、中身はいかないにしても、こんなことと、こんなことが、この法律が閣議決定されて、多分、来年の国会に上がるでしょうから、こういうような整備も進めていきますよとか、概略がわかりそうなことをできたら御紹介いただいて、そうなるか、ならないかはともかくとして、並行してこんなことをやりますよということが、これは消費者だけではなくて、事業者にとっても大事なことだと思うので、もし、可能ならお願ひしたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。どうぞ。

○森田委員 「終わりに」のところの議論がされていないんですけども「終わりに」のところにつきまして、机上配付で意見を出しています。この4番の論点が、今回ごそっと項目ごと削除されて、合意には至らなかつたという短い文章の記述にとどまっていますけれども、検討会の中で、これは、最も多くの時間を費やして議論した論点でもありますし、どうして合意に至らなかつたのかという検討内容について、報告書の中に経緯を、記録を残すべきではないかと思います。

最初に丸山委員がおっしゃられたように、こういった議論の経緯というのは、次のいろんな検討のときに資するものであることもありますし、それから、今回の論点4に関しては、中間論点整理の段階で、国民とか関係者、意見交換会を広く求めているものです。それを合意に至らなかつたというだけの記述だとすると、有益な議論もありましたので、どうして合意に至らなかつたのかということを論点4として残すのが筋だと思いますけれども、別紙なりに加えていただきたいと強く思っています。

私が、机上配付で作成しておりますのは、まず、中間論点整理をまとめられるまでの議論で、どういう議論があつて、どうしてコンセンサスが得られなかつたという3つのステージがあつて、2番目では中間論点整理のところで、意見交換会、それから、意見発表で1,000通というたくさんの方からの意見が出て、それをまとめているものもある、それを残すこと。

それから、その後の議論のところで、さらに新しいメルクマールということで示されたけれども、そこでは、やはり反対意見でコンセンサスが得られなかつたとを書いています。そこで、今までの共同会議においても、それから、消費者委員会の原料原産地の拡大の調査会においても、ずっと検討が行われてきたけれども、本当にこれは難しい問題だという

ことを、ここでやはり示して、残しておくべきではないかというふうに思います。

それは、次回こそ、終わりの終わりとおっしゃっていましたけれども、そうだったら、これが入れていただけるかどうか、今、検討していただかないと、もうこのまま、なくなりますということになると困るので、最初、丸山委員が意見をおっしゃっておられましたけれども、他の委員の方の意見も私はお聞きしたいと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○山根委員 私も関連です。今回、初めてこの報告書（案）を見て、皆さん驚いたと思います、原料原産地、あれだけ議論があって、確実な方向が決まらなかったとしても、どういう議論があってということは、もちろん、書かれると思っていましたし、私の印象では、ある程度の方向性は見えてきたのかなと、その辺りをきちんと書き込んでいただけるのかと思ったら、もうだめでしたと、10行くらいで終わってしまったということで、とても驚いています。こんなことだったのかなと思うんですが、どうして完璧に拡大をあきらめてしまったというか、もうなかつたことのように書かれているのか、それについての説明が、今日、是非ほしかったんですが、もう時間もないということなので、ただ、新しい報告書（案）が来るだけでは、ちょっと納得がいかないというか、こういう文章にしてしまった経緯を、私は知りたいと思いますので、教えていただきたいと思います。今すぐではなくてもいいですけれども。

○池戸座長 この関連で、他の御意見、どうぞ。

○市川委員 「終わりに」のところで、森田委員、山根委員もおっしゃっているように、この検討会の中で議論をして、やはり合意に至らなかつたというところを、もうちょっと丁寧に追記をしていただきたい、私はそう思います。

○池戸座長 どうぞ。

○増田課長 原料原産地の議論については、それぞれの委員が、それぞれの感触を得ているんだと思いますが、では、なぜ合意に至らなかつたのか、その理由は何かなければ、また長い議論になるのかなと思い、結論として書けるのは、今、書いたところかなというふうに思っております。

ここに書き足せるもので、まさに会の合意として書けることがあれば、それは、今のところに書き足すということで対応できればと思います。

それ以外の部分については、正直いって、これまでどういう議論があったのかという議論は、これを報告書の議論と並行してやるのは、ちょっと難しいのではないかと考えております。やるのであれば、報告書が決まった後、議事録の検証みたいな話ですから、その後やるということはどうでしょうか。なぜかの理由を明らかにすることは作業的にも難しいし、それを書くのに相当時間を費やされるのかなと思います。例えば山根委員は、ある程度の方向性は見えていたと思ったとおっしゃっていましたが、全員の委員がそう思ったかどうかというのは御意見が分かれるところだと思います。議事録の検証も必要だと思いますけれども、これを報告書と一緒にやるのは、かなり難しいし、ここで森田委員がまさ

におっしゃっている、なぜを会議の合意として書くのは、なかなか難しいのかなと思っています。

○山根委員 だから、なぜではなくて、どういう意見があったかをまとめて書かなければ、これは、また別の事項として位置付けて、また、検討するということですね、これで終わりにしないで、たたき台というか、それが始まるときにきちんとしたものが残っていないと、ここで何も議論がなかったかのような、だめでしただけでは済まないと思うんですけども。

○中村委員 特に、全部申し上げたけれども、閣議決定されて、消費者基本計画に載っている事項じゃないですか、それが消費者基本計画という閣議決定に、原料原産地を着実に拡大するということが載っかっていて、前回、長官からも、大変私も失礼して、お忙しいと思っていたので、申し上げたときに、御説明いただいたわけで、そのところが無視されてしまっている。少なくとも何か文言出てくるかなと思ったので、ここで、別の事項として位置付けるということが、消費者基本計画にのっとって、そういうことを位置付けるんだったら、そう書いてほしいし、別途やっていくなら、別途やっていくと書いてほしいし、何しろ、閣議決定だけは無視しないでほしいと、私は思います。無視するんだったら、無視する理由があれば、こういう理由で無視すると書いてください。

○池戸座長 森委員、どうぞ。

○森委員 今、何らかの形で少し書かないと、最終的に合意に至らなかつたという一文だけでは、やはり皆さん納得がいかないし、前回までの検討会を踏まえてみれば、原料原産地表示制度そのものに対する否定的な意見とか、その拡大に反対する意見が大勢であったと、前回の方向感（案）ではそういう文章が入っていたわけですね。それが全くなくなってしまって、ただ、合意に至らなかつたということでは、また、振り出しに戻ってしまうのです。ですから、やはり、最低限その程度の表現は入れておいていただきたいと考えております。

○森田委員 私も同様でして、私が机上配付で、今、3枚に短くまとめているのですが、なぜということを追及することを書いているのではなくて、例えば、拡大を推進する理由は閣議決定があり、それから、改題を進めるときに生じる問題点等、いろんな理由があって、両方の意見をバランスよく、きちんと書いて、その経緯を残すということだと思うのです。なぜを追及するのではなくて、経緯を残すということを目的でつくっておりますので、たたき台として、もし、採用していただければと思ってつくれましたので、御検討いただければと思います。

○福嶋消費者庁長官 どういう議論があったかができる限り正確にまとめるようにしたいと思います。ただ、簡単ではないことは確かなのです。「難しいというのが大勢だったということはそのとおりだ」と森委員は言われて、山根委員は、「もうちょっとで」と言われていて、なかなか難しいのは確かですけれども、でも、やはり責任だと思いますので、まとめたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、ここでまとまらなかつたということは、拡大について全く白紙にするということではなくて、既存の、規定の方針の、規定の枠の中で拡大をしていくということに当面はなります、難しいですけれども。そういうことで御理解いただければと思います。

○池戸座長 ということで、私も前回は、方向感という1つのたたき台があつて、それでいろんな御意見が出たと思いますので、そこら辺の経緯も踏まえて、何らかの形で残すということは正しいかと思いますので、先程森田委員は、別添という言い方もしたのですが、本文に入れるのがいいか、そこら辺は事務局と検討させていただきたいと思います。それも含めて御提示させていただくということでいかがでしょうか。

では、そういうことで、本当に長時間、かなりオーバーしましたけれども、お疲れ様でございました。

どうもありがとうございました。

午後 5時45分 閉会